

亀山市学校施設等長寿命化計画

令和 6 年 3 月

亀山市教育委員会

目次

第1章 学校施設等長寿命化計画の背景・目的等	1
1.1 背景	1
1.2 目的	1
1.3 計画期間	2
1.4 計画の位置付け	2
1.5 対象施設	3
第2章 学校施設等の目指すべき姿	5
第3章 学校施設等の実態	7
3.1 学校を取り巻く環境	7
3.2 対象施設等の概要	13
3.3 学校施設等の保有状況	16
3.4 対象施設の老朽化状況	22
第4章 対象施設整備の基本的な方針等	32
4.1 施設整備の基本的な方針	32
4.2 公共施設としての基本的な方針（予防保全型の推進）にかかる条件設定	34
4.3 それぞれの改修の方向性	36
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	38
5.1 改修等の整備水準	38
5.2 維持管理の項目及び手法等	39
第6章 長寿命化における実施計画案	41
6.1 改修優先順位の設定及び実施計画案	41
6.2 整備内容等	45
6.3 学校施設プールの実施計画の策定に向けて	46
6.4 学校施設給食室の実施計画の策定に向けて	53
第7章 継続的運用方針の整備	55
7.1 情報基盤の整備と活用	55
7.2 推進体制等の整備	55
7.3 フォローアップ	55
巻末資料	

第1章 学校施設等長寿命化計画の背景・目的等

1.1 背景

本市の公共施設は、昭和40～50年代に建設されたものが多く、今後、更新時期を迎えていくことになります。一方、生産年齢人口の減少、経済成長が鈍化している中で、市の財政状況を踏まえると、これらの更新に対応するための十分な財源確保が困難な状況になることが想定されます。また、事後保全対応されていた施設もあり、建物の状態が芳しくないものも多くあります。

そこで、本市では平成29年3月（令和4年11月改定）に「亀山市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」といいます。）」を策定し、公共施設管理を予防保全型に転換するとともに、費用対効果を勘案し、最小の費用で最大の効果を生み出す公共施設の維持管理、更新を実現していくこととしています。

一方、学校施設等に関しては、個別施設計画の策定にあたり、文部科学省より平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（以下「文科省手引」といいます。）が、平成29年3月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」が公表されました。さらには、令和5年3月に「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（以下「文科省解説書」といいます。）が公表され、令和5年9月に平成29年の解説書付属エクセルソフトのバージョンアップが実施されました。現段階においては、文部科学省から計画の策定及び公表が強く推奨されているところです。

このような背景の中で、亀山市学校施設等長寿命化計画（以下「本計画」といいます。）は、上記の管理計画を上位計画とし、文科省手引及び文科省解説書を受け、亀山市内小学校、中学校及び関学校給食センターについて、さらに具体的な施設の長寿命化に関する計画を定めるものです。

1.2 目的

本計画は、本市の学校施設等の主要建物の大半が建築年数30年を経過し、施設の老朽化が全体的に進んでいる中で、上記の背景や管理計画の方針に基づき当該学校施設等の長寿命化を念頭に、現在ある建物を維持し、適正な改修及び建替え等の時期を設定することを目的とします。

加えて、将来的な人口の減少等により厳しい財政状況が想定される中で、効果的な施設整備が求められていることを踏まえ、当該学校施設等を可能な限り長期に使用することでトータルコストの縮減や予算の平準化を図りつつ、施設の機能確保を目指します。

1.3 計画期間

文科省手引を踏まえ、計画期間を令和6年度～令和17年度の12年間（ただし、実施計画期間は令和8年度～令和17年度の10年間）とし、5年程度毎に計画を更新することとします。ただし、上位計画である管理計画では、平成29年度から60年間を計画期間としていることから、この期間を見据えて施設整備の検討を行うこととします。

なお、社会経済状況等の変化により計画に変更が生じる場合については、「亀山市総合計画」または管理計画と整合を図りながら、5年程度毎に限らず、必要に応じて本計画を更新するものとします。

参考（「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」）：

計画期間については、各地方公共団体における教育政策や学校施設の実情を踏まえ、設定すべきものであるが、少なくとも10年以上を見据えた中長期的な計画とし、進捗状況のフォローアップ結果等を踏まえて5年程度を目安に計画を更新することが望ましい。なお、計画期間は、総合管理計画等、連動する計画の期間と関連づけることが重要である。

1.4 計画の位置付け

本計画は、本市の保有する学校施設等の今後のあり方について具体的な方針を示すもので、図1-1で示すとおり管理計画の下位計画として位置付けます。

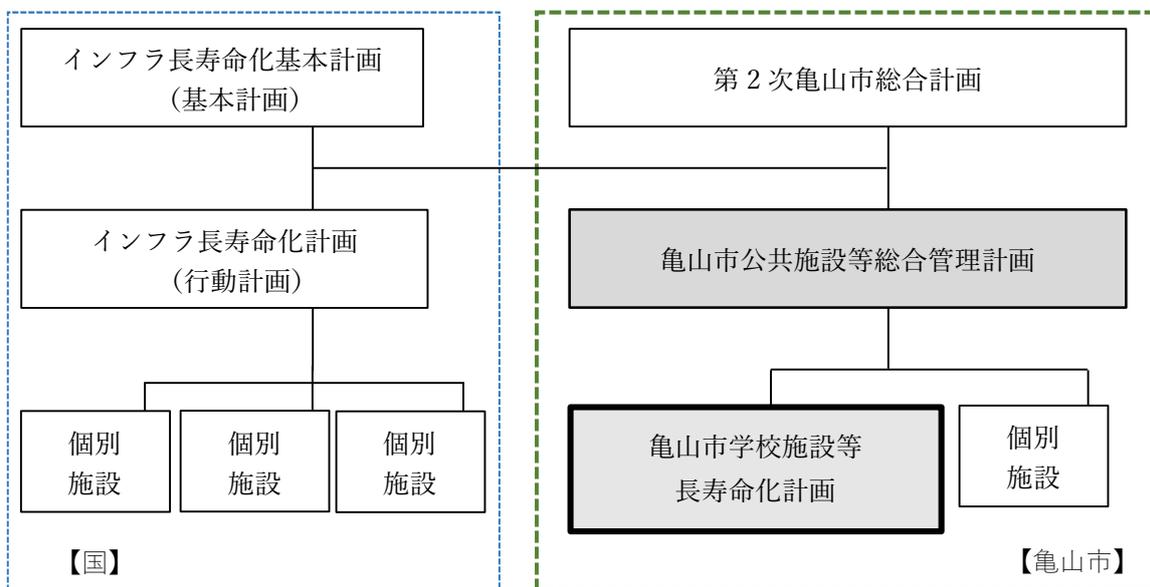


図 1-1 計画の位置付け

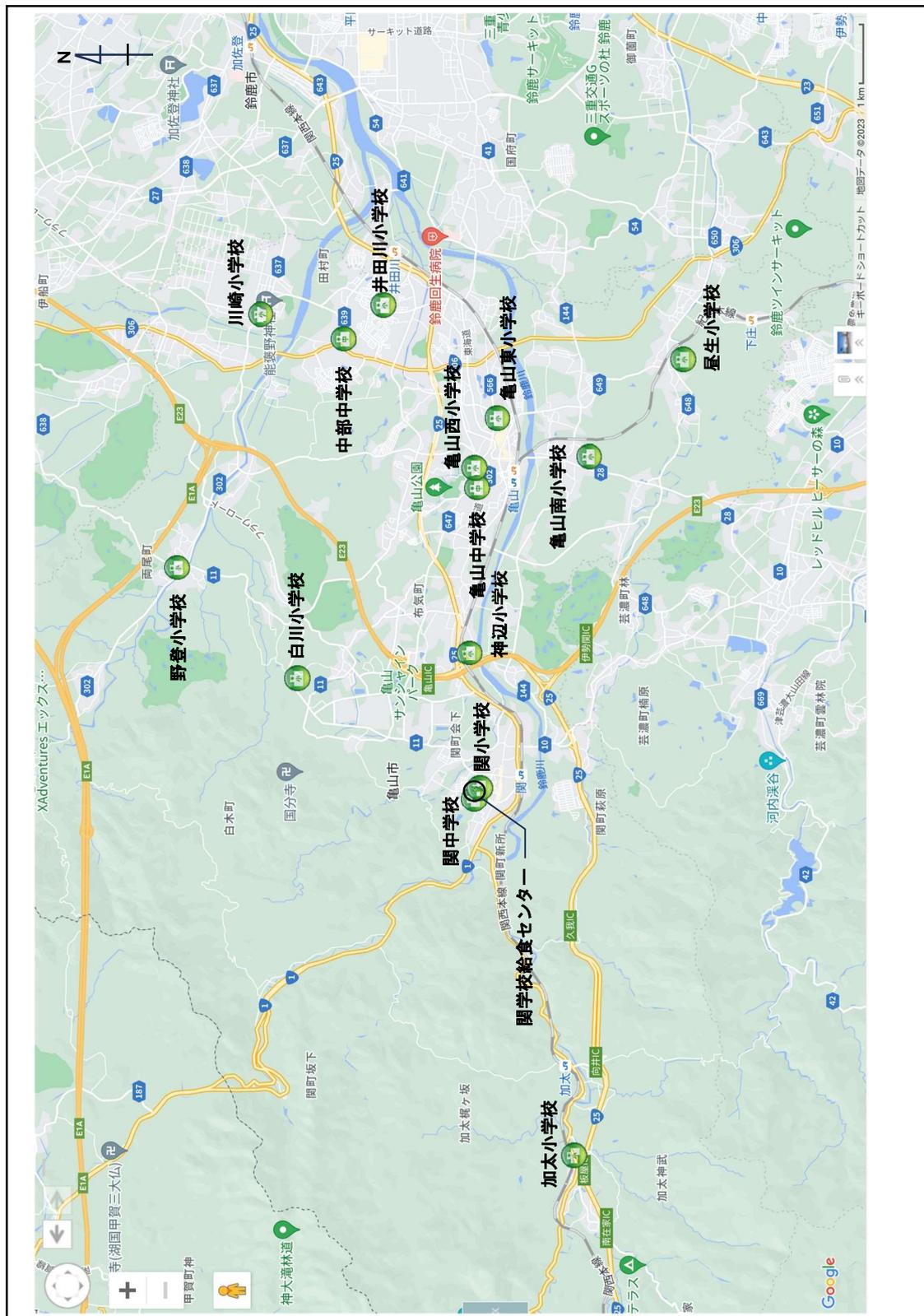
1.5 対象施設

本計画の対象とする学校施設等は表 1-1 に示す 15 施設（小学校：11 校、中学校：3 校、給食センター：1 施設）とします。

表 1-1 対象施設一覧表

番号	区分	施設名	所在地
1	小学校	亀山西小学校	亀山市本丸町 585 番地
2		亀山東小学校	亀山市本町一丁目 9 番 9 号
3		昼生小学校	亀山市中庄町 1405 番地
4		川崎小学校	亀山市能褒野町 77 番地 22
5		野登小学校	亀山市両尾町 2124 番地
6		白川小学校	亀山市白木町 2739 番地
7		神辺小学校	亀山市太岡寺町 1310 番地
8		井田川小学校	亀山市みどり町 52 番地
9		亀山南小学校	亀山市天神三丁目 10 番 25 号
10		関小学校	亀山市関町木崎 1416 番地
11		加太小学校	亀山市加太板屋 4569 番地
12	中学校	亀山中学校	亀山市西丸町 564 番地
13		中部中学校	亀山市田村町 75 番地
14		関中学校	亀山市関町新所 1863 番地
15	給食センター	関学校給食センター	亀山市関町木崎 860 番地

本計画の対象とする学校施設等の位置は図 1-2 のとおりです。



出典：Google Maps

図 1-2 学校施設等の位置

第2章 学校施設等の目指すべき姿

本計画は、「1.4 計画の位置付け」のとおり、管理計画の下位計画として位置付けを行いますが、学校施設等整備に関しては、巻末資料「上位関連計画のまとめ」のとおり、国・県・市の上位計画及び関連計画にそれぞれ関連事項が示されており、本市における学校施設等の目指すべき姿については、これらを十分考慮した内容とする必要があります。

まず、「第2次亀山市総合計画_後期基本計画」において、基本施策「子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実」の施策の方向「②学びの環境の充実」において以下の方向性が示されており、子どもたちの良好な健康状態が維持できるような学習環境、給食環境の充実を図りながら、学校施設の長寿命化・更新を図っていくことが求められています。

- ◆子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることができるよう、学校施設の予防保全型管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインへの配慮やライフサイクルコストの意識を持ちながら、学校施設の長寿命化・更新に向けた計画づくりに取り組みます。
- ◆学校における子どもたちの良好な健康状態が維持できるように、学習環境や給食環境の充実を図ります。

さらに、亀山市学校教育ビジョン（令和4年3月改定）において、以下の基本施策が掲げられており、学校施設はこの基本施策を実現するものとして整備されていく必要があります。

- 基本施策Ⅰ：夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
- 基本施策Ⅱ：新しい時代を生き抜く力の育成
- 基本施策Ⅲ：一人ひとりの学びを支える教育の推進
- 基本施策Ⅳ：子どもの未来を拓く学びの場づくり
- 基本施策Ⅴ：学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり

また、「亀山市公共建築物個別施設計画」（平成29年3月策定）において、学校施設に関して以下の方向性が示されており、この方向性と整合が取れた計画とすることが必要です。

- 小学校共通【方向性：存続】
- ◇児童数の増減を見極めながら、増改築若しくは校区変更を実施し、地域の拠点としての機能を存続します。
- ◇給食調理室について、老朽化等により使用に支障を来した場合には、親子方式（拠点校における複数校調理）の採用など、調理方式についての検討を行います。
- ◇プールについて、老朽化等により使用に支障を来した場合には、学校間での機能統合や民間施設の利用についての検討を行います。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●井田川小学校【方向性：増築】

◇宅地開発の進行により、今後における児童数増加が見込まれるため、教室不足や給食調理室のスペース不足に備える必要があることから、令和元年・2年度に給食調理室の増築、令和2年度に校舎の増築を行います。

(※上記は、既に実施され、完了しています。)

●中学校共通【方向性：存続】

◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

◇生徒数の増減を見極めながら、増改築若しくは校区変更を検討し、地域の拠点としての機能を存続します。

◇体育館等の老朽化については、改築、修繕を検討のうえ、対策を講じていきます。

◇中学校給食については、総合計画前期基本計画に記述する「完全実施に向けた多面的な検討」の結果を踏まえた取組を進めます。

●関学校給食センター【方向性：存続】

◇給食提供学校は、現在3校（関中・関小・加太小）ですが、その他の学校の給食室に支障が生じた場合には、機能統合についての検討を行います。

◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります

第3章 学校施設等の実態

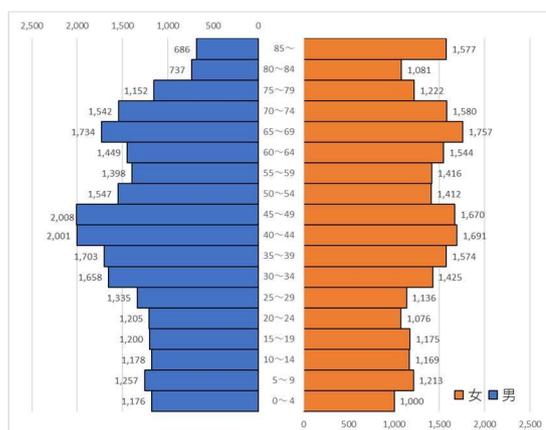
本章では、学校施設等の実態を述べるにあたり、まずは取り巻く環境である、市の人口及び児童・生徒数、財政状況を示し、本計画の対象施設の現況情報及び老朽化状況を調査した結果を整理しました。

その結果から、従来型及び長寿命化型のコストシミュレーションを行い、今後要するコストについて、市の財政状況を踏まえ、より効率的な手法等を用い視覚的に示していきます。

3.1 学校を取り巻く環境

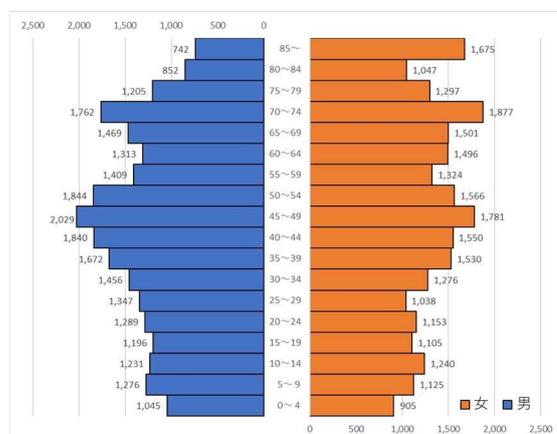
(1) 人口動向

住民基本台帳によると、本市の人口ピラミッドは図 3-1 及び図 3-2 のとおりであり、15 歳未満人口は、平成 30 年の 6,993 人から令和 4 年には 6,822 人へ 171 人減少し、一方では 65 歳以上の高齢者人口は平成 30 年の 13,068 人から令和 4 年には 13,427 人へと 359 人増加しています。また、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）は、平成 30 年の 29,623 人から令和 4 年には 29,214 人へと 409 人減少しています。



出典：平成 30 年 住民基本台帳

図 3-1 人口ピラミッド(平成 30 年)



出典：平成 30 年 住民基本台帳

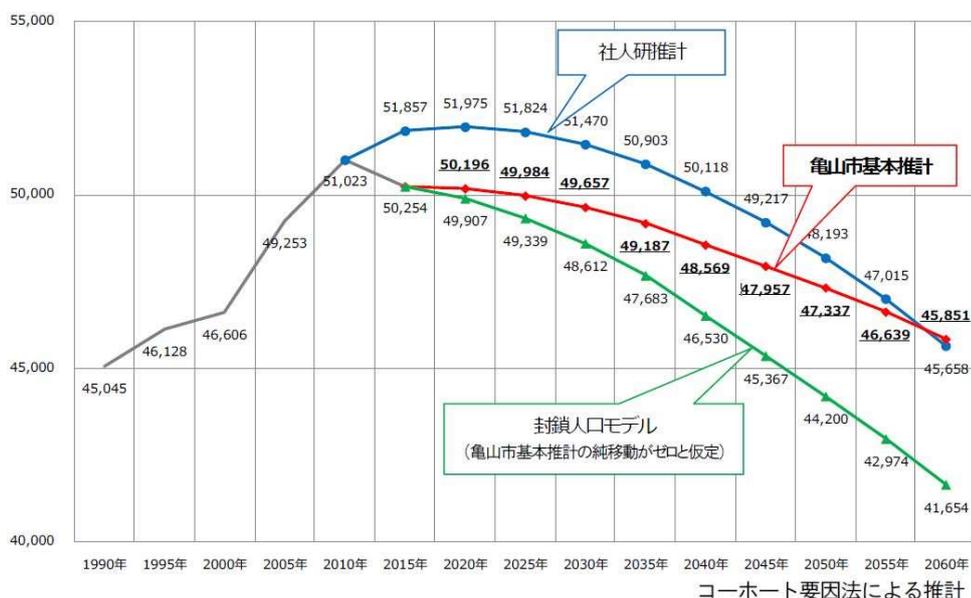
図 3-2 人口ピラミッド(令和 4 年)

次に、図 3-3 に国の方針に基づき、将来の本市の人口フレームを策定した「亀山市人口ビジョン」に示された将来人口推計を示します。

本市の人口は、社人研（国立社会保障・人口問題研究所※）推計で、令和 42（2060）年には 45,658 人となり令和 7（2025）年と比較して約 6,000 人減少するとされています。同様に、亀山市基本推計及び封鎖人口モデルにおいても将来人口は減少すると推計されています。

このような人口減少が予測される中で市の財政状況も厳しくなることが想定され、効率的に施設整備を行うことが求められます。

※社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として、平成 8 年に「厚生省人口問題研究所」と「特殊法人社会保障研究所」を統合して設立された国立研究所。



出典：亀山市人口ビジョン（平成 29 年 2 月）

図 3-3 将来人口の推計

(2) 児童生徒数

令和 5 年 5 月 1 日時点で小中学校の児童生徒数は表 3-1 及び表 3-2 のとおりであり、1 学年あたり 439 人～495 人の範囲となっています。

小学校では、現時点において白川小学校、加太小学校、昼生小学校、野登小学校で複式学級が導入されています。また、亀山南小学校、神辺小学校の 2 校が 6 学級（普通学級）となっており、比較的小規模の学校も存在しています。

中学校では、関中学校が 6 学級（普通学級）となっており、同様に比較的小規模の学校といえます。

表 3-1 小学校の児童数

(令和5年5月1日現在)

施設名	児 童 数 (人)							学級数 (学級)		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	普通	特別 支援	計
亀山西	74	100	94	88	89	93	538	18	4	22
亀山東	65	81	69	79	86	62	442	15	5	20
昼 生	10	3	9	9	8	9	48	5	0	5
川 崎	65	74	81	71	74	84	449	15	3	18
野 登	11	5	12	12	14	8	62	5	1	6
白 川	9	7	6	8	5	7	42	4	1	5
神 辺	19	22	20	14	19	33	127	6	3	9
井田川	126	111	128	130	131	120	746	25	5	30
亀山南	18	15	19	20	22	17	111	6	1	7
関	39	39	44	37	38	37	234	10	5	15
加 太	6	7	6	0	9	4	32	3	1	4
計	442	464	488	468	495	474	2,831	112	29	141

出典：令和5年 亀山市教育要覧

表 3-2 中学校の生徒数

(令和5年5月1日現在)

施設名	生 徒 数 (人)						学級数 (学級)		
	1年	2年	3年	4年	5年	計	普通	特別 支援	計
亀 山	207	189	216			612	18	5	23
中 部	226	217	187			630	18	4	22
関	43	55	36			134	6	2	8
計	476	461	439			1,376	42	11	53

出典：令和5年 亀山市教育要覧

また、平成30年度～令和9年度における、小中学校の児童生徒数の推移は、表3-3及び表3-4のとおりです。

現在、小学校は全児童数2,900人前後、中学校は全生徒数1,300人前後で、若干の変動があるもののほぼ横ばいで推移しています。しかし、その後は、小中学校とも令和3～5年度をピークとして減少傾向にあると想定されます。

表 3-3 小学校児童数の推移

	学級数 (人)	児童数 (人)
平成 30 年度	142	2,911
令和元年度	146	2,921
令和 2 年度	143	2,929
令和 3 年度	144	2,944
令和 4 年度	144	2,920
令和 5 年度	141	2,831
令和 6 年度 (見込)	—	2,680
令和 7 年度 (見込)	—	2,581
令和 8 年度 (見込)	—	2,466
令和 9 年度 (見込)	—	2,352

出典：令和 5 年度 亀山市教育要覧

表 3-4 中学校生徒数の推移

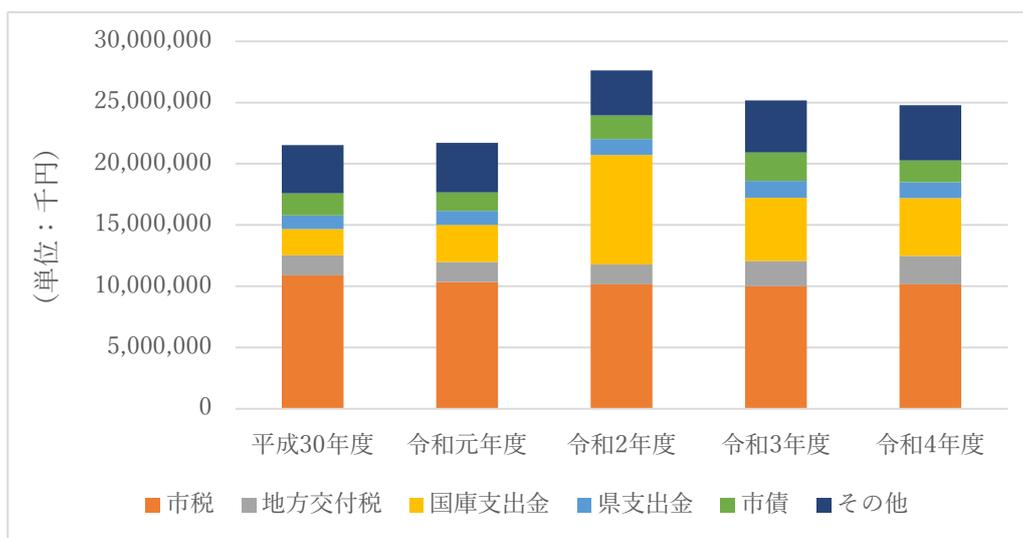
	学級数 (人)	生徒数 (人)
平成 30 年度	48	1,281
令和元年度	49	1,265
令和 2 年度	50	1,262
令和 3 年度	52	1,280
令和 4 年度	52	1,320
令和 5 年度	53	1,376
令和 6 年度 (見込)	—	1,340
令和 7 年度 (見込)	—	1,312
令和 8 年度 (見込)	—	1,246
令和 9 年度 (見込)	—	1,255

出典：令和 5 年度 亀山市教育要覧

(3) 財政状況

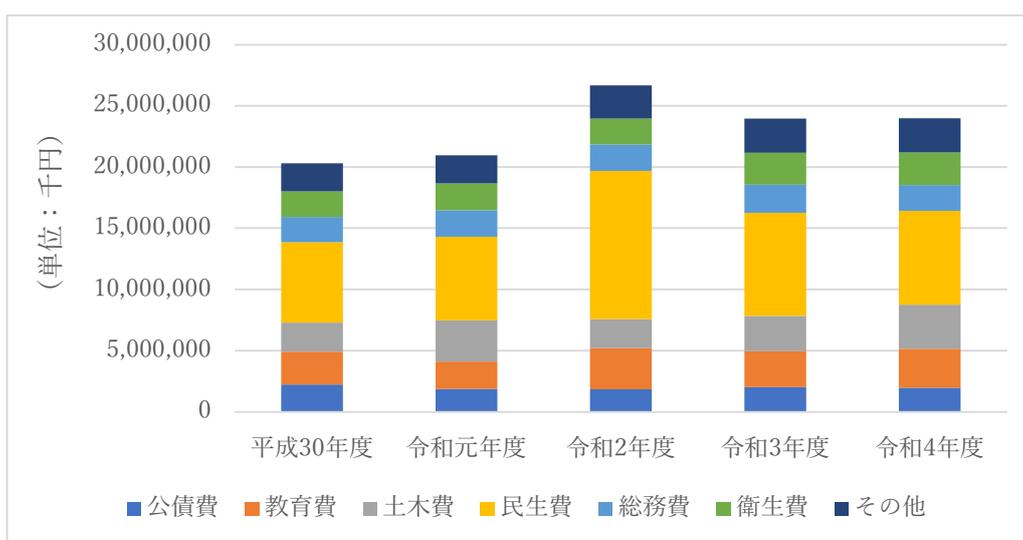
近年の本市の歳入、歳出の状況は図 3-4 及び図 3-5 のとおりであり、令和 2 年度～令和 3 年度のコロナ禍に伴う支出の増大を除けば 200 億円程度の財政規模(歳入は国庫支出金を中心、歳出は民生費が中心)でほぼ横ばいで推移しています。

財政状況は今後改善していくことが困難な状況の中で、特に昭和 50 年前後に建設された公共施設が多く、それぞれ老朽化が顕著となっています。現行の事後保全型管理では多大な更新費用が必要となることが想定され、施設の計画的な改修を進め、費用負担の軽減と事業支出の平準化を図っていくことが必要となります。



出典：亀山市統計書・決算書

図 3-4 亀山市の歳入の状況



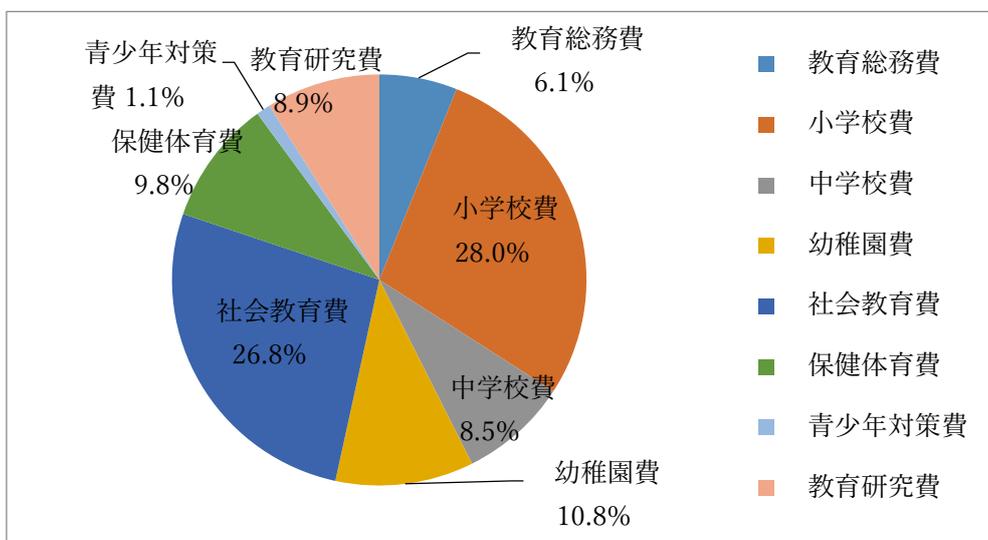
出典：亀山市統計書・決算書

図 3-5 亀山市の歳出の状況

また、図 3-6 に令和 5 年度の教育費当初予算を示します。小学校費及び中学校費の占める割合は 36.5%と、最も占める割合が多くなっています。

加えて、表 3-5 に教育予算の推移を示します。年度により変動はあり、約 20 億円～30 億円で推移しています。ただし、平成 30 年度～令和 4 年度については、新図書館整備事業を実施しており、そのハード対策を除くとほぼ横ばいとなっています。その中で、小中学校費は令和元年度を除くと、おおよそ 8～9 億円程度で推移しています。

今後の建物の更新等整備費については、この小中学校費に含まれることになり、より計画的な事業計画が必須となります。



出典：令和 5 年度 亀山市教育要覧

図 3-6 令和 5 年度教育費の各費目別割合

表 3-5 教育予算額(当初)の推移 (単位:千円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教 育 費	2,223,846	2,134,629	2,952,565	3,020,285	3,142,961	2,417,080
・ 小中学校費計	956,999	672,037	934,381	880,210	797,368	882,201
（小学校費）	766,767	487,586	738,035	658,686	605,814	677,306
（中学校費）	190,232	184,451	196,346	221,524	191,554	204,895
・ 教育総務費	196,382	177,458	157,619	232,013	154,227	148,625
・ 幼稚園費	153,627	193,008	281,225	265,537	269,780	261,783
・ 社会教育費	584,093	566,538	1,155,066	1,135,568	1,496,888	647,112
・ 保健体育費	162,886	358,412	259,649	330,791	192,854	236,088
・ 青少年対策費	28,246	28,173	27,392	27,819	27,559	27,715
・ 教育研究費	141,613	139,003	137,233	148,347	204,285	213,556

出典：令和 5 年度 亀山市教育要覧

3.2 対象施設等の概要

(1) 対象施設等の概要

対象施設の概要は、表 3-6～表 3-8 のとおりです。

表 3-6 小学校施設の概要

番号	施設名	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	普通 教室数 (教室)	特別 教室数 (教室)
1	亀山西	16,023	6,846	1,388	22	12
2	亀山東	32,396	4,414	976	20	11
3	昼 生	18,000	2,677	797	5	10
4	川 崎	23,283	7,905	919	18	18
5	野 登	18,677	2,137	533	6	8
6	白 川	13,557	1,326	535	5	6
7	神 辺	20,286	3,398	680	9	8
8	井田川	29,199	6,826	725	30	11
9	亀山南	19,889	2,252	680	7	8
10	関	15,125	4,212	1,050	15	12
11	加 太	8,841	1,903	680	4	7

出典：令和5年度 亀山市教育要覧

表 3-7 中学校施設の概要

番号	施設名	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	普通 教室数 (教室)	特別 教室数 (教室)
12	亀 山	20,834	5,639	1,200	23	18
13	中 部	57,211	6,283	1,197	22	18
14	関	25,565	4,164	1,229	8	14

出典：令和5年度 亀山市教育要覧

表 3-8 学校給食センターの概要

番号	施設名	敷地面積 (㎡)	施設面積 (㎡)	その他施設 面積 (㎡)	対象 学校数	対象 児童生徒数
15	関学校給食 センター	746	445	19	3	400

出典：令和5年度 亀山市教育要覧

(2) 学校施設関連経費の推移

表 3-9 及び図 3-7 に学校施設関連経費の推移を示します。平成 30 年度から令和 4 年度の本市の学校関連経費は増加傾向にあり、委託費、修繕費は概ね横ばいで工事費が減少しています。また、光熱水費は大幅に増加（主な要因は電気代。ただし、大幅な電気使用量の増ではなく、燃料費調整単価等の増によるものです。）していますが、令和 5 年度の全小中学校施設の LED 化に伴い、今後は減少が見込まれることとなります。

表 3-9 学校施設関連経費(決算額)の推移 (単位:円)

	費目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	委託費	29,088,233	19,622,138	21,938,719	21,380,935	23,405,943
	工事費	23,032,919	13,640,360	10,337,800	22,881,650	5,277,800
	修繕費	8,076,915	14,961,946	22,997,898	14,247,323	18,218,935
	光熱水費	52,936,751	55,770,213	58,282,197	66,322,288	86,436,452
中学校	委託費	5,080,972	4,838,284	5,695,974	5,397,441	5,090,540
	工事費	12,677,148	3,113,000	2,585,000	894,740	407,000
	修繕費	3,643,596	2,209,982	7,103,800	9,401,172	8,088,175
	光熱水費	18,489,817	22,046,944	19,404,361	22,839,470	28,491,183
給食センター	委託費	932,476	934,941	2,591,290	1,844,337	1,086,430
	工事費	0	0	0	0	0
	修繕費	2,301,048	692,082	3,044,272	348,150	393,140
	光熱水費	2,597,380	2,567,032	2,363,161	2,632,272	3,465,434
合計	委託費	35,101,681	25,395,363	30,225,983	28,622,713	29,582,913
	工事費	35,710,067	16,753,360	12,922,800	23,776,390	5,684,800
	修繕費	14,021,559	17,864,010	33,145,970	23,996,645	26,700,250
	光熱水費	74,023,948	80,384,189	80,049,719	91,794,030	118,393,069

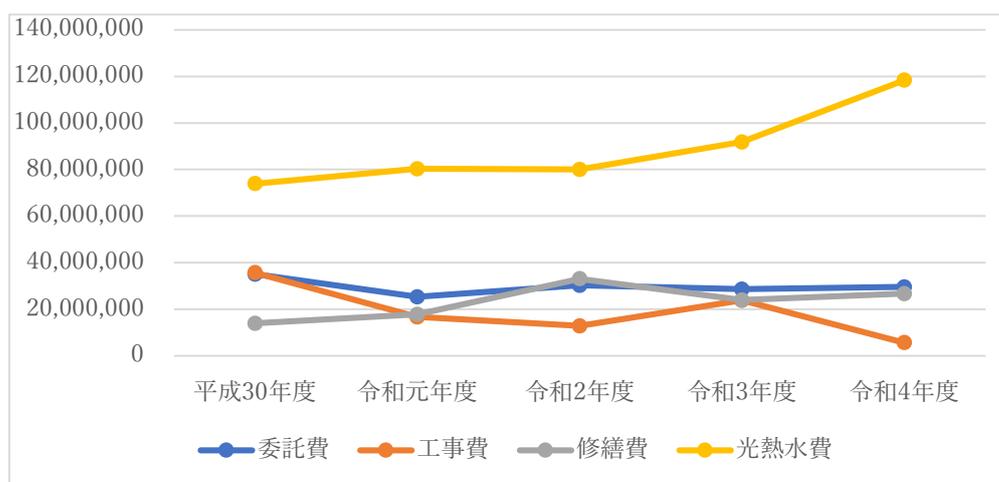


図 3-7 学校施設関連経費(決算額)の推移

亀山市提供資料：学校施設関連経費

(3) 防災対策等

それぞれの対象施設に関して、想定される災害リスク及び避難所等の指定状況について、表 3-10 に示します。

表 3-10 各施設の想定される災害リスク及び避難所等の指定状況

施設名		想定される災害リスク		避難所等の指定
		洪水浸水 想定区域	土砂災害 (特別) 警戒区域	
小学校	亀山西	—	—	指定避難所
	亀山東	—	—	指定避難所
	昼 生	—	—	指定避難所
	川 崎	—	—	指定避難所
	野 登	—	一部区域内	指定避難所
	白 川	—	一部区域内	指定避難所
	神 辺	一部区域内	—	指定避難所
	井田川	—	—	指定避難所
	亀山南	—	—	指定避難所
	関	—	—	(その他の避難所)
	加 太	—	一部区域内	指定避難所
中学校	亀 山	—	—	(その他の避難所)
	中 部	—	一部区域内	指定避難所
	関	—	一部区域内	指定避難所
関学校給食センター		—	—	—

出典：国土交通省 重ねるハザードマップ
 亀山市総合防災マップ

3.3 学校施設等の保有状況

(1) 施設概要

対象施設におけるそれぞれの建物について、公立学校施設台帳（以下「学校施設台帳」といいます。）を基に、種別、建設年度、規模等の情報を表 3-11 に整理しました。ただし、プールは建築物でないため、別途、表 3-12 に整理しました。

なお、対象となる建物は、校舎、屋内運動場（体育館）、給食室（給食センターを含む）、プール付属施設としています。また、文科省解説書では、小規模な建物（倉庫や約 200 m²以下の建物等）を対象外としてよいとなっていることから倉庫は対象外とし、その一方で小規模でもプレハブ校舎等は、児童生徒が継続して利用するため対象にしています。

また、表 3-11 のまとめ方については、以下のとおりとします。

- ・「学校調査番号」は、学校施設台帳に示される「学校調査番号」として記載しています。
- ・「棟番号」は、学校施設台帳に示される各建物の棟番号を示しています。
- ・「築年数」は、令和 5 年度を基準としています。

表 3-11 棟別施設概要

建物基本情報												
通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	棟 番号	用途区分		構造	階 数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数
					学校種別	建物用途				西暦	和暦	
001	901	亀山西小学校	校舎	009-1	小学校	校舎	RC	3	3,455	2004	H16	19
002	901	亀山西小学校	校舎	009-2	小学校	校舎	RC	3	3,306	2005	H17	18
003	901	亀山西小学校	屋内運動場	011	小学校	体育館	RC	2	1,388	2005	H17	18
004	901	亀山西小学校	給食室	009-1	小学校	給食センター	RC	1	225	2004	H16	19
005	902	亀山東小学校	校舎	001-1	小学校	校舎	RC	3	873	1978	S53	45
006	902	亀山東小学校	校舎	001-2	小学校	校舎	RC	2	1,048	1978	S53	45
007	902	亀山東小学校	校舎	005-1	小学校	校舎	RC	2	1,387	1972	S47	51
008	902	亀山東小学校	校舎	005-2	小学校	校舎	RC	2	514	1975	S50	48
009	902	亀山東小学校	屋内運動場	010	小学校	体育館	RC	2	976	1973	S48	50
010	902	亀山東小学校	給食室	015	小学校	給食センター	RC	2	134	1987	S62	36
011	902	亀山東小学校	プール付属屋	018	小学校	その他	S	1	56	2007	H19	16
012	902	亀山東小学校	校舎	021	小学校	校舎	S	2	438	2013	H25	10
013	903	屋生小学校	校舎	008	小学校	校舎	RC	2	2,634	1989	H元	34
014	903	屋生小学校	屋内運動場	009	小学校	体育館	RC	1	797	1989	H元	34
015	903	屋生小学校	給食室	010	小学校	給食センター	RC	1	89	1989	H元	34
016	903	屋生小学校	プール付属屋	012	小学校	その他	S	1	130	1990	H2	33
017	904	川崎小学校	屋内運動場	009	小学校	体育館	RC	1	919	1987	S62	36
018	904	川崎小学校	給食室、プール	020	小学校	給食センター	RC	2	479	2017	H29	6
019	904	川崎小学校	校舎	021	小学校	校舎	RC	2	2,180	2017	H29	6
020	904	川崎小学校	校舎	022	小学校	校舎	RC	2	1,496	2017	H29	6
021	904	川崎小学校	校舎	023	小学校	校舎	RC	2	3,387	2018	H30	5
022	905	野登小学校	屋内運動場	001	小学校	体育館	RC	1	533	1979	S54	44
023	905	野登小学校	校舎	002-1	小学校	校舎	RC	2	1,280	1977	S52	46
024	905	野登小学校	校舎	002-2	小学校	校舎	RC	2	665	1979	S54	44
025	905	野登小学校	給食室	003	小学校	給食センター	S	1	111	1977	S52	46
026	905	野登小学校	プール付属屋	005	小学校	その他	S	1	37	1978	S53	45
027	905	野登小学校	校舎	009	小学校	校舎	S	1	81	1991	H3	32
028	905	野登小学校	会議室	010	小学校	その他	S	1	38	2002	H14	21

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

建物基本情報												
通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	棟 番号	用途区分		構造	階 数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数
					学校種別	建物用途				西暦	和暦	
029	907	白川小学校	校舎	001	小学校	校舎	W	1	536	1952	S27	71
030	907	白川小学校	校舎	002	小学校	校舎	W	1	536	1952	S27	71
031	907	白川小学校	便所	006	小学校	その他	W	1	27	1952	S27	71
032	907	白川小学校	屋内運動場	008	小学校	体育館	RC	1	535	1978	S53	45
033	907	白川小学校	プール付属屋	009	小学校	校舎	S	1	17	1983	S58	40
034	907	白川小学校	便所	011	小学校	校舎	S	1	15	1988	S63	35
035	907	白川小学校	校舎	013	小学校	校舎	S	1	81	1990	H2	33
036	907	白川小学校	給食室	014	小学校	給食センター	S	1	89	1993	H5	30
037	907	白川小学校	校舎	015	小学校	校舎	S	1	16	1991	H3	32
038	907	白川小学校	校舎	016	小学校	校舎	S	1	16	1994	H6	29
039	907	白川小学校	プール(便所)	020	小学校	その他	S	1	7	1983	S58	40
040	908	神辺小学校	屋内運動場	007	小学校	体育館	RC	1	680	1980	S55	43
041	908	神辺小学校	校舎	016	小学校	校舎	RC	2	3,300	1997	H9	26
042	908	神辺小学校	プール付属屋	017	小学校	その他	RC	1	97	1997	H9	26
043	908	神辺小学校	給食室	016	小学校	給食センター	RC	1	124	1997	H9	26
044	910	井田川小学校	校舎	001-1	小学校	校舎	RC	3	2,137	1978	S53	45
045	910	井田川小学校	校舎	001-2	小学校	校舎	RC	3	1,398	1979	S54	44
046	910	井田川小学校	校舎	001-3	小学校	校舎	RC	3	557	1985	S60	38
047	910	井田川小学校	校舎	001-4	小学校	校舎	RC	3	442	1988	S63	35
048	910	井田川小学校	校舎	001-5	小学校	校舎	RC	3	579	1988	S63	35
049	910	井田川小学校	屋内運動場	003	小学校	体育館	RC	1	725	1979	S54	44
050	910	井田川小学校	給食室	004-1	小学校	給食センター	RC	1	134	1979	S54	44
051	910	井田川小学校	給食室	004-2	小学校	給食センター	S	1	68	1993	H5	30
052	910	井田川小学校	校舎	010	小学校	校舎	S	1	164	1992	H4	31
053	910	井田川小学校	校舎	011	小学校	校舎	S	1	153	2007	H19	16
054	910	井田川小学校	給食休憩室	012-1	小学校	給食センター	S	1	13	1988	S63	35
055	910	井田川小学校	給食室便所	012-2	小学校	給食センター	S	1	7	2020	R2	3
056	910	井田川小学校	校舎	013	小学校	校舎	RC	2	961	2012	H24	11
057	910	井田川小学校	校舎	014	小学校	校舎	RC	1	386	2020	R2	3
058	911	亀山南小学校	校舎	001	小学校	校舎	RC	2	1,870	1981	S56	42
059	911	亀山南小学校	給食室	005	小学校	給食センター	S	1	109	1981	S56	42
060	911	亀山南小学校	屋内運動場	006	小学校	体育館	RC	1	680	1981	S56	42
061	911	亀山南小学校	プール付属屋	007	小学校	その他	S	1	75	1982	S57	41
062	911	亀山南小学校	校舎	010	小学校	校舎	S	1	40	1984	S59	39
063	911	亀山南小学校	校舎	013	小学校	校舎	S	1	180	2001	H13	22
064	911	亀山南小学校	校舎	014	小学校	校舎	S	1	41	2005	H17	18

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

建物基本情報												
通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	棟 番号	用途区分		構造	階 数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数
					学校種別	建物用途				西暦	和暦	
065	1801	関小学校	校舎	001-1	小学校	校舎	RC	3	3,360	1979	S54	44
066	1801	関小学校	校舎	001-2	小学校	校舎	RC	3	644	1979	S54	44
067	1801	関小学校	屋内運動場	005	小学校	体育館	RC	2	1,050	1979	S54	44
068	1801	関小学校	プール付属屋	006	小学校	校舎	S	1	110	1980	S55	43
069	1801	関小学校	校舎	007	小学校	校舎	S	2	127	1997	H9	26
070	1803	加太小学校	校舎	001	小学校	校舎	RC	2	1,498	1972	S47	51
071	1803	加太小学校	屋内運動場	002-1	小学校	体育館	RC	2	680	1984	S59	39
072	1803	加太小学校	屋内運動場	002-2	小学校	体育館	RC	2	200	1984	S59	39
073	1803	加太小学校	校舎(便所)	007	小学校	校舎	RC	1	7	1992	H4	31
074	1803	加太小学校	給食配膳室	010	小学校	給食センター	S	1	25	1994	H6	29
075	1803	加太小学校	校舎	011	小学校	校舎	S	2	325	1996	H8	27
076	1803	加太小学校	プール便所	013	小学校	その他	W	1	19	2000	H12	23
077	3951	亀山中学校	校舎	002	中学校	校舎	RC	3	958	1965	S40	58
078	3951	亀山中学校	校舎	003	中学校	校舎	RC	3	1,766	1960	S35	63
079	3951	亀山中学校	屋内運動場	004	中学校	体育館	S	1	1,200	1970	S45	53
080	3951	亀山中学校	校舎	012	中学校	校舎	RC	3	658	1982	S57	41
081	3951	亀山中学校	学校事務局	023	中学校	その他	RC	2	715	2009	H21	14
082	3951	亀山中学校	校舎	025	中学校	校舎	RC	2	2,249	2010	H22	13
083	3951	亀山中学校	校舎	026	中学校	校舎	RC	3	1,044	1966	S41	57
084	3952	中部中学校	校舎	001-1	中学校	校舎	RC	3	1,393	1975	S50	48
085	3952	中部中学校	校舎	001-2	中学校	校舎	RC	3	795	1983	S58	40
086	3952	中部中学校	校舎	001-3	中学校	校舎	RC	3	723	1991	H3	32
087	3952	中部中学校	校舎	002-1	中学校	校舎	RC	3	2,263	1975	S50	48
088	3952	中部中学校	校舎	002-2	中学校	校舎	RC	2	358	1986	S61	37
089	3952	中部中学校	校舎	002-3	中学校	校舎	RC	1	135	1992	H4	31
090	3952	中部中学校	校舎	003	中学校	校舎	S	1	322	1975	S50	48
091	3952	中部中学校	屋内運動場	009	中学校	体育館	RC	1	1,197	1977	S52	46
092	3952	中部中学校	校舎	014	中学校	校舎	S	1	204	1988	S63	35
093	3952	中部中学校	階段室	015	中学校	その他	S	1	23	1986	S61	37
094	3952	中部中学校	相談室	023	中学校	その他	S	1	12	2008	H20	15
095	4651	関中学校	校舎	001	中学校	校舎	RC	1	112	1987	S62	36
096	4651	関中学校	校舎	012	中学校	校舎	RC	3	1,275	1992	H4	31
097	4651	関中学校	屋内運動場	014	中学校	体育館	RC	2	1,229	1995	H7	28
098	4651	関中学校	校舎	018	中学校	校舎	W	2	2,629	2010	H22	13
099	K240	関学校給食センター	給食センター	003-1	その他	給食センター	S	2	445	2004	H16	19

: 築50年以上
 : 築30年以上

プールは、小学校のみの施設となっており、それらの施設概要を表 3-12 に整理していません。

また、表 3-12 のまとめ方については、以下のとおりとします。

- ・「学校調査番号」は、学校施設台帳に示される「学校調査番号」として記載しています。
- ・「築年数」は、令和 5 年度を基準としています。
- ・川崎小学校のプールは、建築物(給食室)の屋上に設置されているため、「建物名」に給食室の記載が発生し、「階数」は 2 階としています。

表 3-12 プール施設概要

建物基本情報							
通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	階数	建築年度		築年 数
					西暦	和暦	
1	901	亀山西小学校	プール	1	2005	H17	18
2	902	亀山東小学校	プール	1	1967	S42	56
3	903	昼生小学校	プール	1	1990	H2	33
4	904	川崎小学校	給食室、プール	2	2017	H29	6
5	905	野登小学校	プール	1	1978	S53	45
6	907	白川小学校	プール	1	1983	S58	40
7	908	神辺小学校	プール	1	1997	H9	26
8	910	井田川小学校	プール	1	1979	S54	44
9	911	亀山南小学校	プール	1	1982	S57	41
10	1801	関小学校	プール	1	1980	S55	43
11	1803	加太小学校	プール	1	1993	H5	30

■: 築50年以上 ■: 築30年以上

(2) 学校施設等の年度別整備状況

学校施設等の建築年度ごとの施設面積の総計は、図 3-8 のとおりです。

現時点において、面積ベースで全体の 6 割以上の建物（約 4.6 万㎡）が築後 30 年以上経過（築 50 年以上の建物は、全体の 13%（約 1.0 万㎡））しています。

なお、旧耐震基準(昭和 56 年 5 月以前建築)の建物は全体の 44%を占めていますが、耐震調査及び耐震工事の実施により、建築基準法に基づく耐震性は保たれています。

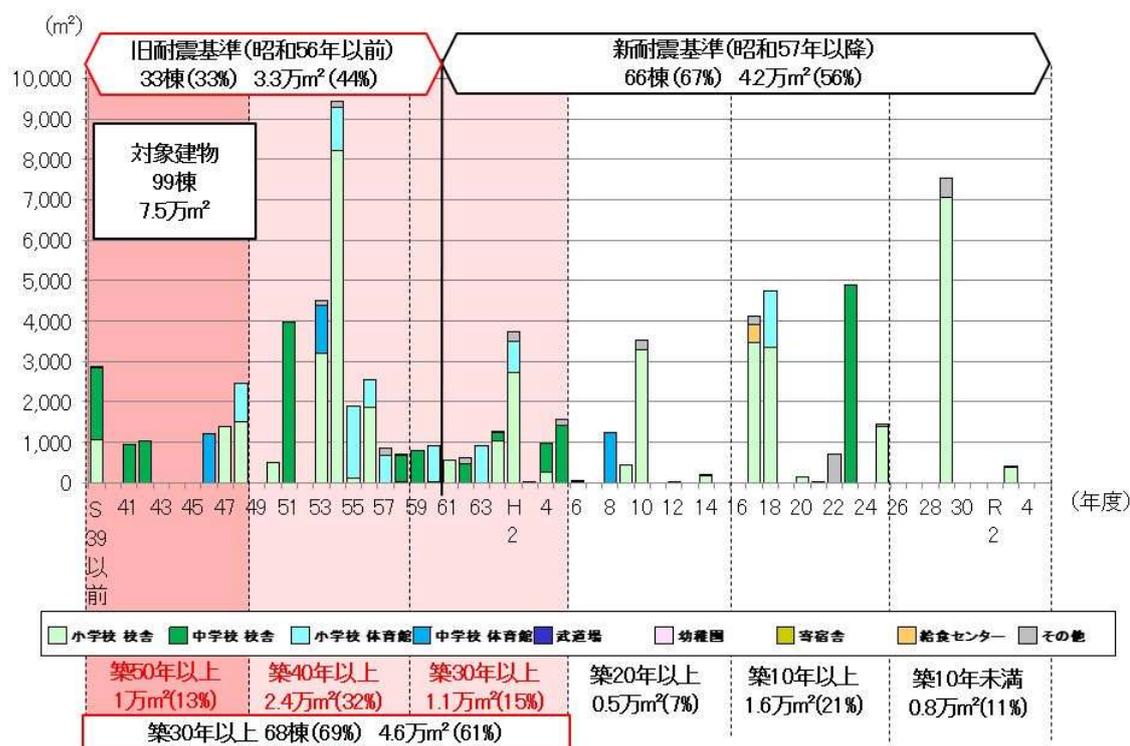


図 3-8 建築年次別整備状況

* 文科省解説書に基づき本図を作成しているため、本市学校施設等にて有さない建物（武道場、幼稚園、寄宿舎）が凡例として表示されています。

3.4 対象施設の老朽化状況

(1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況評価

対象施設における構造躯体の健全性及び構造躯体以外の劣化状況評価は、文科省解説書（本計画P27参照）に基づき実施し、その結果を表 3-13 にまとめました。

構造躯体の健全性（耐震安全性）に関しては、学校施設台帳において耐震補強済となっているもの、工事履歴において耐震改修が行われているものを「済」としました。

劣化状況調査については、現地での目視調査や図面確認、ヒアリング等を実施し、「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上」「電気設備」「機械設備」の5つの部位に関してA～Dの4段階評価を行い、健全度を算出しました。調査は令和4（2022）年度に行っているため、平成29年3月「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を基に劣化状況調査結果を作成しています。（令和5年3月の最新の文科省解説書では、健全度の部位コスト配分が更新されていますが、本調査では平成29年3月の解説書に基づいています。）

なお、白川小学校の木造校舎（表 3-11 及び 3-12 の通し番号「029」「030」の2棟）について、現況の劣化状況調査結果には含めていますが、「3.4(2)今後の維持・更新コスト」以降での改修計画では、その2棟は国の登録有形文化財として登録されているため含めず、対象は97棟とします。

また、亀山東小学校の屋内運動場（表 3-11 及び 3-12 の通し番号「009」）の屋根についてはC（広範囲に劣化）判定となっていますが、令和5年度に既に改修工事を実施済みです。関小学校のプール附属室及び関中学校の校舎（表 3-11 及び 3-12 の通し番号「068」及び「095」）等のD（早急に対応する必要がある）判定をはじめとしたそれぞれの改修等内容については、巻末資料の個別計画に示しています。

表 3-13 のまとめ方については、以下のとおりとします。

- ・「学校調査番号」は、学校施設台帳に示される「学校調査番号」として記載しています。
- ・「棟番号」は、学校施設台帳に示される各建物の棟番号を示しています。
- ・「築年数」は、令和5年度を基準としています。

表 3-13 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

建物基本情報							構造躯体の健全性			劣化状況評価						
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	建築年度		築年数	耐震安全性			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
					西暦	和暦		基準	診断	補強						
001	901	亀山西小学校	校舎	009-1	2004	H16	19	新	-	-	C	B	B	B	B	72
002	901	亀山西小学校	校舎	009-2	2005	H17	18	新	-	-	A	B	C	A	B	67
003	901	亀山西小学校	屋内運動場	011	2005	H17	18	新	-	-	B	B	B	A	B	78
004	901	亀山西小学校	給食室	009-1	2004	H16	19	新	-	-	A	A	B	A	A	91
005	902	亀山東小学校	校舎	001-1	1978	S53	45	旧	済	済	B	B	C	A	A	68
006	902	亀山東小学校	校舎	001-2	1978	S53	45	旧	済	済	B	C	C	A	B	55
007	902	亀山東小学校	校舎	005-1	1972	S47	51	旧	済	済	B	B	B	A	A	81
008	902	亀山東小学校	校舎	005-2	1975	S50	48	旧	済	済	B	B	C	A	A	68
009	902	亀山東小学校	屋内運動場	010	1973	S48	50	旧	済	済	C	B	B	A	B	75
010	902	亀山東小学校	給食室	015	1987	S62	36	新	-	-	C	B	B	A	A	78
011	902	亀山東小学校	プール付属屋	018	2007	H19	16	新	-	-	A	B	A	A	A	93
012	902	亀山東小学校	校舎	021	2013	H25	10	新	-	-	A	B	B	A	A	84
013	903	屋生小学校	校舎	008	1989	H元	34	新	-	-	A	B	B	A	A	84
014	903	屋生小学校	屋内運動場	009	1989	H元	34	新	-	-	A	B	B	A	A	84
015	903	屋生小学校	給食室	010	1989	H元	34	新	-	-	A	B	B	A	A	84
016	903	屋生小学校	プール付属屋	012	1990	H2	33	新	-	-	A	B	A	A	A	93
017	904	川崎小学校	屋内運動場	009	1987	S62	36	新	-	-	B	B	B	A	A	81
018	904	川崎小学校	給食室、プール	020	2017	H29	6	新	-	-	A	B	B	A	A	84
019	904	川崎小学校	校舎	021	2017	H29	6	新	-	-	A	B	A	A	A	93
020	904	川崎小学校	校舎	022	2017	H29	6	新	-	-	A	B	B	A	A	84
021	904	川崎小学校	校舎	023	2018	H30	5	新	-	-	A	B	B	A	A	84
022	905	野登小学校	屋内運動場	001	1979	S54	44	旧	済	済	B	B	B	A	A	81
023	905	野登小学校	校舎	002-1	1977	S52	46	旧	済	済	B	C	C	A	A	58
024	905	野登小学校	校舎	002-2	1979	S54	44	旧	済	済	B	C	C	A	A	58
025	905	野登小学校	給食室	003	1977	S52	46	旧	-	-	C	B	B	A	A	78
026	905	野登小学校	プール付属屋	005	1978	S53	45	旧	-	-	B	B	B	A	A	81
027	905	野登小学校	校舎	009	1991	H3	32	新	-	-	B	B	B	A	A	81
028	905	野登小学校	会議室	010	2002	H14	21	新	-	-	B	B	B	A	A	81

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

■ : 概ね良好

■ : 広範囲に劣化

■ : 部分的に劣化

■ : 早急に対応する必要がある

建物基本情報							構造躯体の健全性			劣化状況評価						
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	建築年度		築年数	耐震安全性			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
					西暦	和暦		基準	診断	補強						
029	907	白川小学校	校舎	001	1952	S27	71	旧	済	済	A	B	B	A	A	84
030	907	白川小学校	校舎	002	1952	S27	71	旧	済	済	A	B	B	A	A	84
031	907	白川小学校	便所	006	1952	S27	71	旧	-	-	A	B	B	A	A	84
032	907	白川小学校	屋内運動場	008	1978	S53	45	旧	済	済	A	B	B	A	A	84
033	907	白川小学校	プール付属屋	009	1983	S58	40	新	-	-	B	B	B	C	A	73
034	907	白川小学校	便所	011	1988	S63	35	新	-	-	B	B	B	A	A	81
035	907	白川小学校	校舎	013	1990	H2	33	新	-	-	B	B	B	A	A	81
036	907	白川小学校	給食室	014	1993	H5	30	新	-	-	B	B	B	A	A	81
037	907	白川小学校	校舎	015	1991	H3	32	新	-	-	A	C	B	A	A	74
038	907	白川小学校	校舎	016	1994	H6	29	新	-	-	B	B	B	A	A	81
039	907	白川小学校	プール(便所)	020	1983	S58	40	新	-	-	C	C	B	A	A	68
040	908	神辺小学校	屋内運動場	007	1980	S55	43	旧	済	済	A	B	B	A	A	84
041	908	神辺小学校	校舎	016	1997	H9	26	新	-	-	B	B	B	A	A	81
042	908	神辺小学校	プール付属屋	017	1997	H9	26	新	-	-	C	B	A	A	A	88
043	908	神辺小学校	給食室	016	1997	H9	26	新	-	-	A	B	B	A	B	81
044	910	井田川小学校	校舎	001-1	1978	S53	45	旧	済	済	B	B	B	B	A	78
045	910	井田川小学校	校舎	001-2	1979	S54	44	旧	済	済	B	B	B	B	A	78
046	910	井田川小学校	校舎	001-3	1985	S60	38	新	-	-	B	B	B	A	A	81
047	910	井田川小学校	校舎	001-4	1988	S63	35	新	-	-	B	B	B	A	A	81
048	910	井田川小学校	校舎	001-5	1988	S63	35	新	-	-	B	B	B	B	A	78
049	910	井田川小学校	屋内運動場	003	1979	S54	44	旧	済	済	B	B	B	A	B	78
050	910	井田川小学校	給食室	004-1	1979	S54	44	旧	済	済	A	B	B	A	A	84
051	910	井田川小学校	給食室	004-2	1993	H5	30	新	-	-	B	B	B	A	B	78
052	910	井田川小学校	校舎	010	1992	H4	31	新	-	-	B	C	B	A	A	71
053	910	井田川小学校	校舎	011	2007	H19	16	新	-	-	B	B	B	A	A	81
054	910	井田川小学校	給食休憩室	012-1	1988	S63	35	新	-	-	B	B	A	A	A	91
055	910	井田川小学校	給食室便所	012-2	2020	R2	3	新	-	-	A	A	A	A	A	100
056	910	井田川小学校	校舎	013	2012	H24	11	新	-	-	A	A	A	A	A	100
057	910	井田川小学校	校舎	014	2020	R2	3	新	-	-	A	A	A	A	A	100
058	911	亀山南小学校	校舎	001	1981	S56	42	旧	済	済	B	B	B	B	A	78
059	911	亀山南小学校	給食室	005	1981	S56	42	新	-	-	B	B	B	A	A	81
060	911	亀山南小学校	屋内運動場	006	1981	S56	42	新	済	済	A	B	B	B	A	80
061	911	亀山南小学校	プール付属屋	007	1982	S57	41	新	-	-	B	B	B	A	B	78
062	911	亀山南小学校	校舎	010	1984	S59	39	新	-	-	B	B	B	A	A	81
063	911	亀山南小学校	校舎	013	2001	H13	22	新	-	-	B	B	B	A	A	81
064	911	亀山南小学校	校舎	014	2005	H17	18	新	-	-	B	B	B	A	A	81

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

■ A : 概ね良好 ■ C : 広範囲に劣化
 ■ B : 部分的に劣化 ■ D : 早急に対応する必要がある

建物基本情報							構造躯体の健全性			劣化状況評価						
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	建築年度		築年数	耐震安全性			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
					西暦	和暦		基準	診断	補強						
065	1801	関小学校	校舎	001-1	1979	S54	44	旧	済	済	B	B	B	A	A	81
066	1801	関小学校	校舎	001-2	1979	S54	44	旧	済	済	B	B	B	A	A	81
067	1801	関小学校	屋内運動場	005	1979	S54	44	旧	済	済	B	B	C	A	C	61
068	1801	関小学校	プール付属屋	006	1980	S55	43	旧	-	-	B	D	B	A	B	60
069	1801	関小学校	校舎	007	1997	H9	26	新	-	-	B	B	A	A	A	91
070	1803	加太小学校	校舎	001	1972	S47	51	旧	済	済	C	B	C	A	B	62
071	1803	加太小学校	屋内運動場	002-1	1984	S59	39	新	-	-	B	C	C	A	B	55
072	1803	加太小学校	屋内運動場	002-2	1984	S59	39	新	-	-	B	B	B	A	A	81
073	1803	加太小学校	校舎(便所)	007	1992	H4	31	新	-	-	B	B	B	A	A	81
074	1803	加太小学校	給食配膳室	010	1994	H6	29	新	-	-	B	C	C	A	A	58
075	1803	加太小学校	校舎	011	1996	H8	27	新	-	-	B	B	B	A	A	81
076	1803	加太小学校	プール便所	013	2000	H12	23	新	-	-	A	A	A	A	A	100
077	3951	亀山中学校	校舎	002	1965	S40	58	旧	済	済	C	B	C	A	A	65
078	3951	亀山中学校	校舎	003	1960	S35	63	旧	済	済	B	C	C	A	A	58
079	3951	亀山中学校	屋内運動場	004	1970	S45	53	旧	済	済	C	C	B	A	C	61
080	3951	亀山中学校	校舎	012	1982	S57	41	新	-	-	C	C	B	A	A	68
081	3951	亀山中学校	学校事務局	023	2009	H21	14	新	-	-	A	A	A	A	A	100
082	3951	亀山中学校	校舎	025	2010	H22	13	新	-	-	A	B	A	A	A	93
083	3951	亀山中学校	校舎	026	1966	S41	57	旧	済	済	B	B	B	A	A	81
084	3952	中部中学校	校舎	001-1	1975	S50	48	旧	済	済	B	B	C	A	A	68
085	3952	中部中学校	校舎	001-2	1983	S58	40	新	-	-	B	B	B	A	A	81
086	3952	中部中学校	校舎	001-3	1991	H3	32	新	-	-	B	C	B	A	A	71
087	3952	中部中学校	校舎	002-1	1975	S50	48	旧	済	済	C	B	C	A	A	65
088	3952	中部中学校	校舎	002-2	1986	S61	37	新	-	-	B	B	B	A	A	81
089	3952	中部中学校	校舎	002-3	1992	H4	31	新	-	-	C	B	C	A	A	65
090	3952	中部中学校	校舎	003	1975	S50	48	旧	済	済	B	B	B	A	A	81
091	3952	中部中学校	屋内運動場	009	1977	S52	46	旧	済	済	C	C	C	A	B	52
092	3952	中部中学校	校舎	014	1988	S63	35	新	-	-	B	B	B	A	A	81
093	3952	中部中学校	階段室	015	1986	S61	37	新	-	-	B	A	C	A	A	76
094	3952	中部中学校	相談室	023	2008	H20	15	新	-	-	B	B	A	A	A	91
095	4651	関中学校	校舎	001	1987	S62	36	新	-	-	D	C	B	A	A	66
096	4651	関中学校	校舎	012	1992	H4	31	新	-	-	B	C	D	A	A	47
097	4651	関中学校	屋内運動場	014	1995	H7	28	新	-	-	B	B	B	A	A	81
098	4651	関中学校	校舎	018	2010	H22	13	新	-	-	A	B	A	A	A	93
099	K240	関学校給食センター	給食センター	003-1	2004	H16	19	新	-	-	B	B	B	A	A	81

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

■ : 概ね良好 ■ : 広範囲に劣化
 ■ : 部分的に劣化 ■ : 早急に対応する必要がある

【劣化状況評価における評価基準の考え方】

劣化状況評価について、文科省解説書では、A～D 評価の評価基準に関して、下記のように定めています。本計画では、基本的にこの評価基準に基づき評価を行うものとしませんが、内部仕上、電気設備、機械設備に関しては、現地での目視調査にて劣化等が見られた場合には、その結果も踏まえて評価しています。

評価基準

目視による評価【屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

**経過年数による評価
【内部仕上、電気設備、
機械設備】**

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

【健全度の考え方】

◆健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定します。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価	評価点	配分		
1 屋根・屋上	C	40	× 5.1	=	204
2 外壁	D	10	× 17.2	=	172
3 内部仕上げ	B	75	× 22.4	=	1,680
4 電気設備	A	100	× 8.0	=	800
5 機械設備	C	40	× 7.3	=	292
計					3,148
÷ 60					
健全度					52

出典：学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書 (H29.3月 文部科学省)

(2) 今後の維持・更新コストの比較

文科省解説書に基づき、対象施設における今後 40 年間の維持・更新にかかる費用について、①従来型（事後保全型）と②長寿命化型（予防保全型）の 2 パターンを算出しました。

その結果については下記のとおりとなりますが、40 年間のトータルコスト、計画期間内のコストとその平準化等を勘案すると、長寿命化型(予防保全型)による施設管理がより効率的であると判断されます。

■従来型(事後保全型)

図 3-9 のとおり今後 40 年間の維持・更新にかかる費用総額は約 445 億円、平均約 11.1 億円/年となります。

また、改築中心の従来型の管理を行う場合、40 年以上経過し改築が行われていない建物の改築を含め、令和 8 年度から令和 17 年度の直近 10 年間で約 207 億円の莫大な費用がかかることとなります。

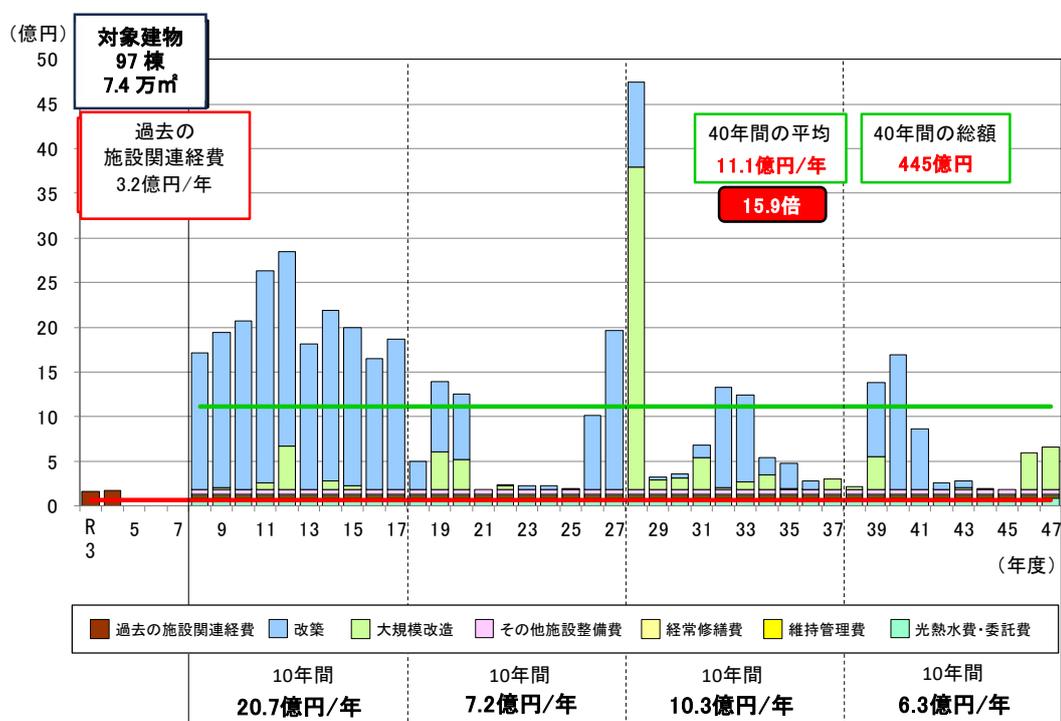


図 3-9 今後の維持・更新コスト(従来型)

○コスト試算条件(事後保全型): 文科省解説書のエクセルソフトの初期値を根拠とした目安の単価であり、実勢単価とは異なります。

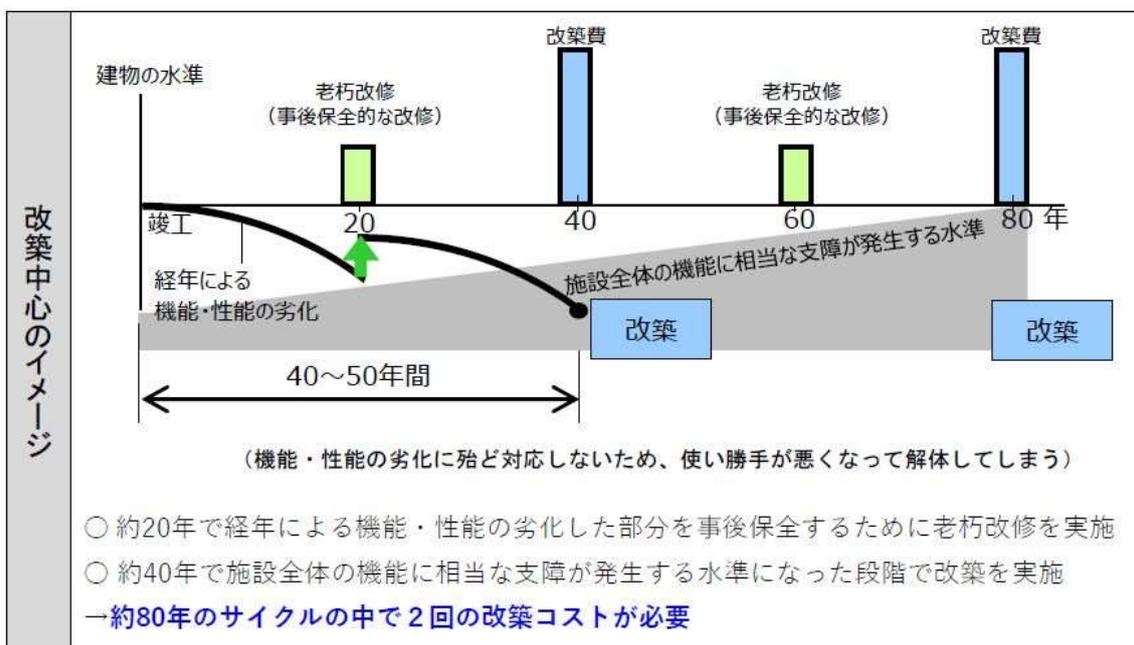
・基準年度：令和 8 年度 ・試算期間：基準年度の翌年度から 40 年間	
【改築】 ・単価：400,000 円/㎡ ・更新周期：40 年 ・工事期間：2 年 ※築 40 年以上の建物は 10 年以内に改築を実施	【大規模改造】 ・単価：100,000 円/㎡（改築の 25%） ・実施年数：20 年周期 ・工事期間：1 年

○コスト試算条件（長寿命化型）：文科省解説書のエクセルソフトの初期値を根拠とした目安の単価であり、実勢単価とは異なります。

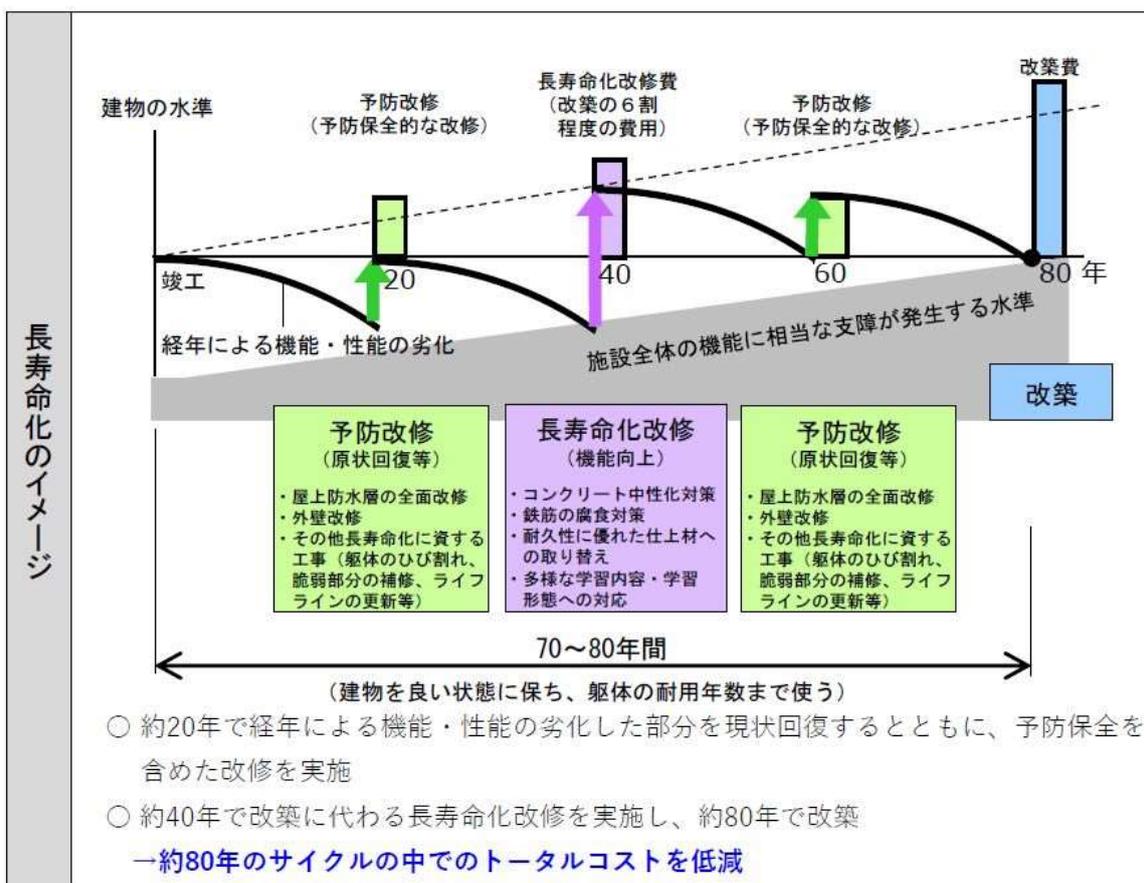
<p>・基準年度：令和8年度 ・試算期間：基準年度の翌年度から40年間</p>	
<p>【新增築・改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価：400,000円/m² ・更新周期：80年（長寿命） ・工事期間：2年 <p>※築80年以上の建物は10年以内に改築を実施する</p>	<p>【長寿命化改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価：240,000円/m²（改築の60%） ・改修周期：40年 ・工事期間：2年 <p>※築40年以上の建物は10年以内に長寿命化改修を実施する</p>
<p>【予防改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価：100,000円/m²（改築の25%） ・実施年数：20年周期 <p>※ただし、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない</p>	<p>【部位改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D評価：今後5年以内に部位修繕を実施 ・C評価：今後10年以内に部位修繕を実施 <p>※ただし、改築、長寿命化改修、大規模改造を今後10年間に実施する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A評価：今後10年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く

(参考)

■従来型（事後保全型）：改築（建替え）中心のイメージ



■長寿命化型（予防保全型）：長寿命化改修中心のイメージ



出典：学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（文部科学省）

(3) 学校施設等の課題

前述の「(1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価」及び「(2) 今後の維持・更新コスト」から、次のような課題がみえます。

○ 良好な教育環境の維持・増進

児童生徒への安全・安心な教育環境の提供が求められる中で、今回の現況調査で D 評価（早急に対応する必要がある）、C 評価（広範囲に劣化）がそれぞれの建物で見受けられ、できる限り早期に改善を行うべき必要があります。

費用負担が困難な状況ではありますが、児童・生徒に安全・安心な教育環境を提供する義務があります。また、長寿命化による学校施設等の改善を中心として、さらに設計・施工等の創意工夫を重ね、児童・生徒に安全・安心で良好な教育環境の維持・増進を図っていくことが必要です。

○ 改修費用の削減と平準化

事後保全型による施設管理に伴い、今まで必要なメンテナンスが十分に実施できていなかった状況であること、また今後財政状況が継続的に厳しくなることが想定されることを踏まえ、学校施設等の長寿命化により費用負担を軽減しつつ、より多くの学校を効率的に改善していくことが必要となります。

さらに、学校施設等の耐用年数を延伸させるという「単なる長寿命化」だけでなく、実現可能な整備計画を目指すための「整備費用の平準化」を検討していく必要があります。

第4章 対象施設整備の基本的な方針等

4.1 施設整備の基本的な方針

ここまでに記した本市における人口（児童生徒数）の動向や財政状況、学校施設等の保有状況や老朽化状況等を踏まえ、対象施設整備の基本的な方針は下記のとおりとします。

(1) 公共施設としての基本方針

劣化状況評価において「D:早急に対応する必要がある」、「C:広範囲に劣化」と評価される部位をもつ建物が見受けられました。本計画においては、当該建物の長寿命化改修等を優先的に実施するとともに、対象施設全体の今後の維持管理手法を、従前の「事後保全型」から「予防保全型」にシフトし、施設の安全性を高めるとともに、学校施設等の長寿命化及び更新等にかかる費用の縮減と平準化を目指します。

ただし、雨漏りの発生が報告されている施設等児童生徒の学校生活や学習に支障があると判断される案件については、その程度、改修の可能性等を勘案して、長寿命化とは別に、緊急対応として順次改修を進めます。また、D評価（早急に対応する必要がある）の施設についても長寿命化とは別に、短期的に対応していくこととします。（「096 関中学校校舎」については対応済）

なお、本計画によらず市の上位計画や方針等に基づき、他の公共施設との複合化が必要となる場合には、学校施設等の敷地や建物を活かし、学校施設等と親和性の高い他の公共施設との複合化について検討することとします。

(2) 学校内における適正規模に関する方針

児童生徒数の推計結果及び将来的な人口推計を踏まえると、小中学校とも全体的には児童生徒数の減少が見込まれますが、小中学校の統廃合は行わず、地域の拠点としての機能を存続させることを前提とします。

一方、今後の児童生徒数の減少により、空き教室や空き施設が発生する可能性があるため、児童生徒数の状況を見極めながら、施設改修の際には、学校施設内における校舎や給食施設等建物の統廃合等を含め検討することとします。

また、プール設備については、老朽化等により使用に支障を来す恐れのある場合には、学校間での機能統合や民間施設の利用を含めた検討を行うこととし、民間施設や市営施設の活用も視野に入れた方針とします。

これらを総合的に検討し、コストパフォーマンスが高い長寿命化改善、改築、減築等の対応を図っていくものとします。

(3) 学校教育施設としての基本方針

■ 学習環境の向上

今後の学校教育において必要となる、多様な学習内容・学習形態に対応できる環境の整備を目指します。

■ 生活環境の向上

児童生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるよう、施設全体のユニバーサルデザイン化、エアコン設置、内装の木質化などによる施設整備を目指します。

また、児童生徒が清潔で、衛生的かつ健康的な学校生活を送れるよう、給食室やトイレ等の改修・整備を目指します。

なお、施設整備等を実施する際には、環境負荷や維持管理コストの低減を図るため、省エネルギー機器への更新などに関する検討も合わせて行います。

(4) 避難所利用における整備に関する方針

災害時の避難所の観点から、施設内の段差解消やトイレの整備等、避難者の安全確保や避難生活における環境面の配慮を勘案した整備を目指します。

(5) 2050年カーボンニュートラルの実現に資する方針

国の脱炭素化施策に伴う学校施設の ZEB（※）化推進の観点から、快適で健康的な室内温熱環境の確保、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、設備機器の高効率化及び太陽光発電設備等の導入等、多様な整備手法の活用と施設整備と維持管理の着実な推進を目指します。

※環境省によると、ネット・ゼロ・エネルギービル（略）の略で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

4.2 公共施設としての基本的な方針(予防保全型の推進)にかかる条件設定

(1) 目標使用年数の設定

鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は47年とされていますが、減価償却費を算定するためのものであり、耐用年数の調査研究(※)では物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート強度の確保および中性化の進行が抑制されている場合には約80年程度であるとされています。

本計画では、文科省解説書の方針に基づき、長寿命化による目標耐用年数を表4-1のとおり80年と設定します。(管理計画では目標耐用年数を60年としています。)また、鉄骨造も、耐用年数の調査研究(※)によると、鉄筋コンクリート造と差がないと考えられているため同様に80年と設定します。さらに、木造については、現段階において適切な維持管理がきちんとなされていると判断できることから同様に80年と設定します。

※耐用年数の調査研究：昭和63年日本建築学会「建築物の耐用年数に関する考え方」、及び平成25年8月国土交通省「期待耐用年数の導出及び内外装・設備の更新による価値向上について」

表 4-1 学校施設等の目標耐用年数

公共施設管理計画の耐用年数	60年
本計画の目標耐用年数	80年

(2) 改修周期の設定

表 4-2 のとおり、目標耐用年数の 80 年を基本として、竣工後 20 年で機能回復のための予防改修を行い、目標耐用年数の中間期となる 40 年で機能向上のための長寿命化改修を行うこととします。その後、20 年で再び予防改修などを行い、竣工後 80 年で建物の建替えを行うものとします。

学校施設等の建物の更新は建物の規模が比較的大きいことから、年度ごとの本市の財政負担が大きくなることが想定され、建物の更新等を行う際には同じ施設類型内だけでなく、他の施設類型の建物の更新等の事業についても併せて考慮し、本市全体としての財政負担の平準化を考慮しながら、計画的に事業を実施する必要があります。

表 4-2 改修周期の考え方

竣工後年数	区分	考え方
0 年	新築	建物の新設
20 年	予防改修	機能回復
40 年	長寿命化改修	機能向上
60 年	予防改修	機能回復
80 年	改築	建物の建替え

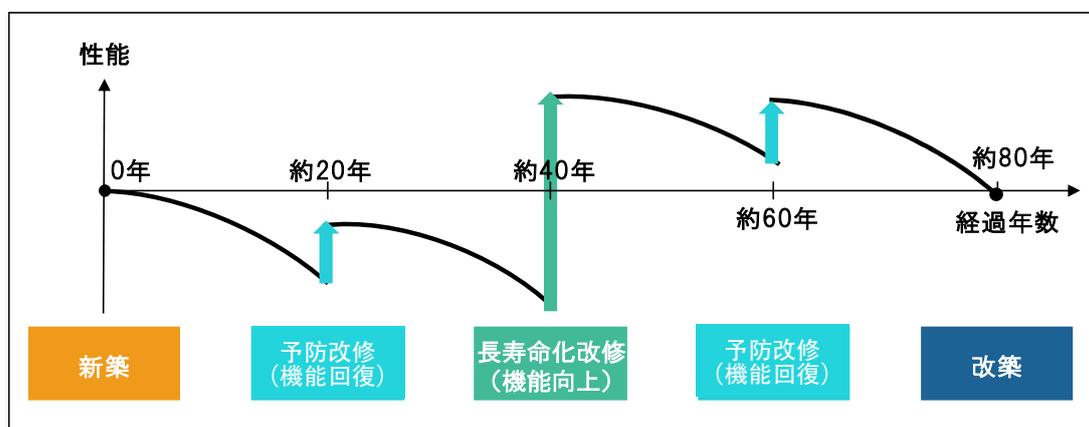


図 4-1 改修周期のイメージ図

4.3 それぞれの改修の方向性

「4.1 基本的な方針」で示されたそれぞれの基本方針及び学校施設の諸課題に対する改修の方向性について、以下に整理します。

(1) バリアフリー化の方向性

「学校教育施設としての基本方針（生活環境の向上）」及び「避難所利用における整備に関する方針」に関わる改修となりますが、令和2年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が改正され、現段階においては、一定の要件を満たす場合の国庫補助の算定割合が1/3から1/2に引き上げられている等、国の事業としても推進されているものです。

現在、エレベーターについては、一部の学校には設置されているものの全校配備には至っていません。また、バリアフリースイールの設置や玄関アプローチのスロープ等の対策は実施しているものの、ハード対策が困難な学校もあり、一部の学校では整備が出来ず運用面で対応している状況となっています。

このようなことから、可能な範囲で順次改修を目指すとともに、大規模改修等の際には、それぞれの設置を検討していくこととします。

なお、特別支援学級の状況によっては、本方向性によらず優先的に改修等を進める場合があります。

(2) トイレの洋式化の方向性

「学校教育施設としての基本方針（生活環境の向上）」及び「避難所利用における整備に関する方針」に関わる改修となりますが、現段階においては、トイレの洋式化率はおよそ70%強となっています。しかし、一部では洋式化率が低い学校もあります。

このようなことから、トイレの洋式化については、児童生徒の生活様式の変化、また避難所機能を含めて学校施設全体として地域の利用も多くあるため、学校のニーズを勘案しつつ大規模改修等の際の設置の検討を含め、順次進めることとします。また、同時に手すり設置、段差解消なども進めることとします。

(3) 空調設備設置の方向性

現在、対象施設における空調設備の設置率は、およそ80%であり、普通教室には全教室へ設置が完了しているのに対して、家庭室や図工室といった特別教室や体育館の設置率が低い状況となっています。児童生徒の学習環境、生活環境の向上、また避難所の観点から、大規模改修等の際の設置の検討を含め、順次空調設備の設置を進めることとします。

(4) 給食室の改修の方向性

令和5年11月に策定した「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画」に示すとおり、小学校の給食調理施設は現状の自校方式を維持することとし、それぞれの学校施設の改修に合わせて実施することとします。ただし、老朽化等により使用に支障を来した場合には、親子方式（拠点校における複数校調理）の採用など、調理方式についての検討をその段階において行うこととします。

また、中学校については、亀山中学校及び中部中学校において令和8年2学期からの外部委託による食缶搬入方式による給食開始を目指し、まずは配膳室等必要な施設整備を実施することとし、中長期的な視点からは引き続き給食調理施設の整備を目指すものとします。

なお、小学校給食施設の多くは、学校給食衛生管理基準が施行される以前に建設された施設が多く、築後30～40年以上経過しています。将来的な改修や建替の際は、学校給食衛生管理基準へ適合した施設とします。

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

5.1 改修等の整備水準

対象施設の実態やそれぞれの基本方針、文科省解説書を踏まえ、学校施設等に関する統一的な整備項目及び整備水準例を表 5-1 及び表 5-2 のとおり設定します。実際の対象施設の更新や改修の際には、これらをもとに具体的な検討を行うこととします。

表 5-1 長寿命化改修等の整備項目

機能性	将来の機能向上や用途変更、再編等への対応力・柔軟性等
耐久性	耐候性、ライフサイクルコストへの配慮等
メンテナンス性	点検・維持管理・改修更新等の容易性等
環境への配慮	環境負荷低減・省エネルギー化等
敷地全体の安全性	主な建物の改修周期に合わせた附属建物及び工作物の適切な修繕・更新等

表 5-2 長寿命化改修等における整備水準例

外部仕上げ	耐候性を持つ塗装、複層ガラスの設置等
内部仕上げ	内装の全面更新、木質化、トイレのドライ化
電気設備	受変電設備の容量アップ
機械設備	省エネ型機器への交換、雨水・中水利用等
附属建物・工作物	耐候性・メンテナンス性が向上する改修等

また、前述の整備水準例のほかに、対象施設の更新や改修の際には、今後一層幅広くなると考えられる学校施設等に対する社会的要請に対しても、できる限り応えていく必要があり、表 5-3 に示すそれぞれの事項についても合わせて検討することとします。

表 5-3 その他個別に検討が必要な事項

ユニバーサルデザイン	エレベーター、バリアフリートイレ、思いやり駐車場の設置等
防災機能	自家発電設備、かまどベンチ、マンホールトイレ等の設置
通信機能	Wi-Fi の導入等
環境性能	太陽光発電設備の設置等
※公共施設機能の複合化	保育所、公民館等

※市の上位計画や方針等に基づき、他の公共施設との複合化が必要となる場合

5.2 維持管理の項目及び手法等

各学校施設等の維持管理を効率的かつ効果的に実施するために、点検・評価の目的と周期を表 5-4 のとおり設定します。

表 5-4 点検・評価の目的と周期

点検・調査	点検・調査の方針
周期点検	<ul style="list-style-type: none"> ●不具合箇所を早期に発見するために点検します。 ●建物自体の点検は、本計画の見直し・改定の際に、劣化状況調査として実施します。 ●機械設備等の点検は、各機器の保守点検の際に実施します。
日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ●事故防止等の安全管理上、緊急性が高い項目について、日々施設を使う中で点検します。 ●点検は、「安全で快適な学校施設を維持するために（平成 13 年 4 月文部科学省）」を参考に実施します。

周期点検の点検・評価の項目、調査の方法については、表 5-5 のとおり設定します。

内容としては、「3.4 対象施設の老朽化状況」で用いた、文科省解説書による劣化状況調査票と同様の項目とし、5 年程度毎に見直す本計画と併せて点検することとします。

表 5-5 周期点検に関する点検項目

	仕様	調査項目
屋根・屋上	<input type="checkbox"/> アスファルト保護防水	・改修内容及び点検等による指摘事項
	<input type="checkbox"/> アスファルト露出防水	・降雨時に雨漏りがある
	<input type="checkbox"/> シート防水、塗膜防水	・天井等に雨漏り痕がある
	<input type="checkbox"/> 勾配屋根（長尺金属板、折板）	・防水層に膨れ・破れ等がある
	<input type="checkbox"/> 勾配屋根（スレート、瓦類）	・屋根葺材に錆・損傷がある
	<input type="checkbox"/> その他の屋根	・笠木・立上り等に損傷がある ・樋やルーフトレインを目視点検できない ・既存点検等で指摘がある

外壁	<input type="checkbox"/> 塗仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・改修内容及び点検等による指摘事項 ・鉄筋が見えている部分がある ・外壁から漏水がある ・塗装の剥がれ ・タイルや石が剥がれている ・大きな亀裂がある ・窓・ドアの廻りで漏水がある ・窓・ドアに錆・腐食・変形がある ・外部手すり等に錆・腐食がある ・既存点検で指摘がある
	<input type="checkbox"/> タイル張り、石張り	
	<input type="checkbox"/> 金属系パネル	
	<input type="checkbox"/> コンクリート系パネル（ALC等）	
	<input type="checkbox"/> その他の外壁	
	<input type="checkbox"/> アルミ製サッシ	
	<input type="checkbox"/> 鋼製サッシ	
<input type="checkbox"/> 断熱サッシ、省エネガラス		

	改修・点検項目	記録内容
内部仕上	<input type="checkbox"/> 老朽改修	<ul style="list-style-type: none"> ・改修及び点検等の実施年度 ・改修内容及び点検等による指摘事項
	<input type="checkbox"/> エコ改修	
	<input type="checkbox"/> トイレ改修	
	<input type="checkbox"/> 法令適合	
	<input type="checkbox"/> 校内 LAN	
	<input type="checkbox"/> 空調設備	
	<input type="checkbox"/> 障害児等対策	
	<input type="checkbox"/> 防犯対策	
	<input type="checkbox"/> 構造体の耐震対策	
<input type="checkbox"/> 非構造部材の耐震対策		
電気設備	<input type="checkbox"/> 分電盤改修	<ul style="list-style-type: none"> ・改修及び点検等の実施年度 ・改修内容及び点検等による指摘事項
	<input type="checkbox"/> 配線等の敷設工事	
	<input type="checkbox"/> 昇降設備保守点検	
機械設備	<input type="checkbox"/> 給水配管改修	<ul style="list-style-type: none"> ・改修及び点検等の実施年度 ・改修内容及び点検等による指摘事項
	<input type="checkbox"/> 排水管改修	
	<input type="checkbox"/> 消防設備の点検	

第6章 長寿命化における実施計画案

6.1 改修優先順位の設定及び実施計画案

(1) 改修等の優先順位付け

これまでの内容を踏まえ、以下の手順を基に、計画期間内における長寿命化改修の優先順位を検討しました。

学校施設の劣化状況評価を比較し、改修を急ぐべき施設がある学校から優先的に整備を進めることとし、効率的な整備の観点から当該施設を含む施設群を選定したうえで、概算費用を算出し、特定年次に費用が集中しないように年次配分を行いました。

■手順1：緊急の部位改修の設定

対象の建物ごとに経過年数、老朽状況、破損等の状況を考慮し、緊急に修繕が必要なものについては、個別としてできる限り早急に修繕等を行うこととします。

■手順2：予防改修、長寿命化修繕、新・改築の設定

それ以外の建物については、建設年からの経過年数を踏まえ、文科省解説書に基づき新・改築、長寿命化改修、予防改修等を行っていくこととします。(それぞれの改修時期、整備内容、設定単価については表 6-1 のとおり)

ただし、予防改修や長寿命化改修を順次実施していくことになるため、計画立案当初に改修事業が集中することとなります。よって、学校、棟ごとの状態を考慮して、整備必要度が高いものから優先的に順次事業を実施し、特定の年次に事業が集中しないように平準化を図ります。

また、同一の学校内におけるそれぞれの建物の改修等については、事業コストの低減、事業効率の観点から、できる限り同一時期に改修事業を行うものとします。ただし、教室等の出入りの制限、授業等への支障を勘案し、可能な範囲での設定とします。

■手順3：事業時期の調整

対象の建物ごとに表 6-1 の整備レベルを踏まえ、今後 40 年程度の長期の利用のあり方を設定し、今後も長期にわたり利用する建物は手順 2 で設定した改修等のスケジュールに従うこととします。ただし、5 年ごとの見直し時(建物の状態、経済情勢、児童生徒数等の状況に応じた随時の見直しについても含みます。)には、再度、廃止や減築等の可能性を考慮の上スケジュールの見直しを行うものとします。

また、安全上の問題や児童生徒数の減少等により、廃止や減築等が見込まれた場合は、その時期を想定の上、必要最低限の修繕等を行うにとどめることとします。

なお、余剰施設等が発生する場合には、公共公益施設としての空き施設の利用の可能性についても検討を行います。

表 6-1 整備レベルの内容と設定単価

	名称	整備内容	設定単価
1	新・改築	・建築後 80 年を使用期間として設定し、現在の建物等を取り壊し、新たな建物等を建設、または移転新設等を行うもの。	400,000 円/m ²
2	長寿命化改修	・建設後 40 年を目処として、屋根・屋上、内外壁、床、電気・ガス・水道設備、建具、空調、その他の設備の交換もしくは改修を行い、断熱化や耐久性向上など時代に合った機能アップを図るもの。	新・改築費の 60%を想定 240,000 円/m ²
3	予防改修	・建設もしくは長寿命化改修後 20 年を目処として、屋根、外壁、主要設備等の交換、改修もしくは修繕を行うことにより、改修後 20 年間程度、大規模な改修を行わず、維持管理できるようにするもの。	新・改築費の 25%を想定 100,000 円/m ²
4	部位改修	・何らかの要因により破損、故障、動作不良等に陥り求められる機能を果たせなくなり、重大な事故等の危険や損失の発生、環境の悪化等が生じる建物部位や設備等について、迅速な対応により、機能を発揮できるように改善するもの。	個別に設定

※設定単価は、文科省解説書のエクセルソフトの初期値を根拠とした目安の単価であり、実勢単価とは異なります。

(2) 実施計画の策定に向けて

優先順位付けに基づき、次回見直し時期までの直近5ヵ年の具体的な整備内容を整理した結果を、表 6-2 に示します。

本案は、現段階においては、文科省解説書に基づく目視点検やヒアリング等による劣化状況評価の結果や経過年数等を考慮し計画したものであり、本来であれば、この結果に準じ5か年で全ての整備を実施することが望ましいと考えられます。

しかしながら、市の財政状況等を踏まえ、さらに予算の平準化の観点を含め、さらなる整備内容の精査を要することとなります。

以上のことから、今後は、この案を基に、さらに専門的な調査を行いつつ、改修内容や必要経費等を把握し、リスト内の整備の優先順位を見極め、具体的な年次計画を策定することとし、その内容を以て、それぞれ必要な改修について、できるだけ早期の完了を目指すこととします。

表 6-2 直近5カ年の実施計画推奨案

(百万円)

事業名称	2026		2027		2028		2029		2030		
	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年		
	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	
新增築事業											
改築事業	68関小学校付属屋	22.0	68関小学校付属屋	22.0							
改築・長寿命化改修等	5亀山東小学校校舎	88.2	5亀山東小学校校舎	88.2	17川崎小学校体育館	92.8	13厚生小学校校舎	246.3	13厚生小学校校舎	246.3	
	6亀山東小学校校舎	115.3	6亀山東小学校校舎	115.3	22野登小学校体育館	53.8	14厚生小学校体育館	74.5	14厚生小学校体育館	74.5	
	7亀山東小学校校舎	140.1	7亀山東小学校校舎	140.1	23野登小学校校舎	129.3	15厚生小学校給食室	8.3	15厚生小学校給食室	8.3	
	8亀山東小学校校舎	51.9	8亀山東小学校校舎	51.9	24野登小学校校舎	67.2	16厚生小学校付属屋	9.6	16厚生小学校付属屋	9.6	
	9亀山東小学校体育館	107.4	9亀山東小学校体育館	107.4	25野登小学校給食室	11.2	22野登小学校体育館	53.8	34白川小学校便所	1.5	
	10亀山東小学校給食室	13.5	10亀山東小学校給食室	13.5	26野登小学校付属屋	4.4	23野登小学校校舎	129.3	35白川小学校校舎	9.7	
	32白川小学校体育館	50.0	17川崎小学校体育館	92.8	84中部中学校校舎	140.7	24野登小学校校舎	67.2	36白川小学校給食室	10.7	
	33白川小学校付属屋	1.9	32白川小学校体育館	50.0	85中部中学校校舎	80.3	25野登小学校給食室	11.2	37白川小学校校舎	1.9	
	39白川小学校便所	0.7	33白川小学校付属屋	1.9	86中部中学校校舎	73.0	26野登小学校付属屋	4.4	38白川小学校校舎	1.9	
	70加太小学校校舎	74.8	39白川小学校便所	0.7	90中部中学校校舎	32.5	34白川小学校校舎	1.5	44井田川小学校校舎	237.2	
	71加太小学校体育館	74.8	70加太小学校校舎	74.8	91中部中学校体育館	131.7	35白川小学校校舎	9.7	45井田川小学校校舎	155.2	
	72加太小学校体育館	20.2	71加太小学校体育館	74.8	92中部中学校校舎	20.6	36白川小学校給食室	10.7	46井田川小学校校舎	56.3	
	73加太小学校便所	0.8	72加太小学校体育館	20.2	93中部中学校階段室	2.0	37白川小学校校舎	1.9	47井田川小学校校舎	44.6	
	74加太小学校配膳室	3.0	73加太小学校便所	0.8	95関中学校校舎	11.3	38白川小学校校舎	1.9	48井田川小学校校舎	64.3	
	77亀山中学校校舎	96.8	74加太小学校配膳室	3.0			84中部中学校校舎	140.7	65関小学校校舎	339.4	
	78亀山中学校校舎	178.4	77亀山中学校校舎	96.8			85中部中学校校舎	80.3	66関小学校校舎	65.0	
	79亀山中学校体育館	132.0	78亀山中学校校舎	178.4			86中部中学校校舎	73.0	67関小学校体育館	115.5	
	80亀山中学校校舎	66.5	79亀山中学校体育館	132.0			90中部中学校校舎	32.5	87中部中学校校舎	228.6	
	83亀山中学校校舎	105.4	80亀山中学校校舎	66.5			91中部中学校体育館	131.7	88中部中学校校舎	36.2	
			83亀山中学校校舎	105.4			92中部中学校校舎	20.6	89中部中学校校舎	13.6	
					95関中学校校舎	11.3					
							93中部中学校階段室	2.0			
	予防改修事業	1亀山西小学校校舎	345.5	11亀山東小学校プール付属屋	56.0	94中部中学校相読室	1.2	81亀山中学校事務局	71.5	82亀山中学校校舎	224.9
		2亀山西小学校校舎	330.6	53井田川小学校校舎	15.3					98関中学校校舎	262.9
		3亀山西小学校体育館	138.8								
		4亀山西小学校給食室	22.5								
		64亀山南小学校校舎	4.1								
	部位改修	42神迎小学校付属屋	1.5								
		96関中学校校舎	1.0								
その他施設整備費	耐震化事業 非構造部材の 耐震化含む										
	防災関連事業										
	教室不足解消事業 教育環境の 向上事業										
	トイレ整備										
	空調整備										
	バリアフリー化等 施設整備										
	特別支援学校の 整備										
	その他	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0
経常修繕費		21.3		21.3		21.3		21.3		21.3	
維持管理費		29.4		29.4		29.4		29.4		29.4	
光熱水費・委託費		85.4		85.4		85.4		85.4		85.4	
合計金額		2,373.8		1,705.2		1,038.1		1,368.7		2,394.2	

* 今後は、市の財政状況や予算の平準化等の観点を含め、この案を基に、さらに専門的な調査を行いつつ改修内容や必要経費等を把握するとともに、それぞれ施設の改修優先度を勘案し、具体的な年次計画を策定することとします。

* 長寿命化改修のそれぞれの事業については、文科省の要綱等に基づき、学校施設環境改善交付金（補助率1/3）の対象事業となります。

* 状況により、地方債として学校教育施設等整備事業債の活用が可能となります。

6.2 整備内容等

本計画における整備案については、前述の表 6-1 のとおり文科省解説書に基づき整備レベルを4段階に分け、それぞれ実施していくこととします。

なお、長寿命化改修と予防改修は対応方策的には類似していますが、予防改修では耐用年数が概ね20年前後であるものを、長寿命化改修では20年前後の耐用年数のものに加え、配管や貯水槽など耐用年数が30～40年とされている物件の改修を含む大掛かりな改修を行うものとしています。

実際の整備事業を行う際には、詳細な状況調査を行った上で、整備内容を決定することとしますが、具体的な内容については、本計画第5章に示す改修等の整備水準を踏まえ、表6-3に示す事業内容(例)から必要な事業を選択し、実施していくこととします。

表 6-3 長寿命化改修と予防改修の事業内容(例)

事業部位	長寿命化改修	予防改修
屋根、屋上改修	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、屋根防水改修 ・屋上、屋根塗装 ・断熱化 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、屋根防水改修 ・屋上、屋根塗装
内外壁改修	<ul style="list-style-type: none"> ・防水型複層塗装 ・断熱化 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗装
主要設備の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道設備更新 ・配線、配管更新 ・空調機交換、改修 ・照明等改修 ・トイレ改修 ・省エネルギー化改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道設備更新 ・照明等改修
躯体の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・クラック改修 ・鉄筋錆対策 ・中性化抑止 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラック改修
建具等の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・サッシ交換 ・ベランダ手すり交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・サッシ補修 ・ベランダ手すり等塗装
内装改修	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等床改修 ・天井改修 ・黒板等改修 ・下駄箱、ロッカー等改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な修繕

6.3 学校施設プールの実施計画の策定に向けて

第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画に示される小学校プール施設の統廃合について検討するにあたり、その実施計画案について下記のとおり示します。

本計画案については、各施設の劣化状況評価を基に、施設利用・改修等の観点から作成した案であり、今後は、この内容に加え、授業形態や児童の移動手法等を踏まえ、決定していくこととします。

(1) 小学校プールの現況

図6-1に示すとおり、小学校11校にはプールが設置されており、建設年代別にみると、昭和50年代に建設されたものが5校とほぼ半数を占めています。一方、建設後20年以内の比較的新しいプールは、亀山西小学校、川崎小学校の2校のみであり、多くの施設は大規模改善が必要な時期を迎えています。

また、近年の改修としては、井田川小学校において、令和2年度に更衣室とトイレの改修を行っています。



図 6-1 建設年代別小学校プールの状況

各小学校に対してのプールに関するヒアリング及び目視等による問題点等について、表 6-4 に示します。多くの小学校で、プール内部の塗装の剥離、プールサイドシートの劣化が見受けられました。また、ろ過機の不具合や配管の漏水など、設備面の問題も懸念されます。現状では、暫定的な補修がされている状況であり、今後は多くの小学校において、大規模的な補修が必要と判断されることが想定されます。

表 6-4 小学校プールの問題点等

学校名	建設年度 (経過年)	構造・規模	問題点等
亀山西小	平成 17 年度 (18 年)	ステンレス 12.6m ×25m	床が昇降式となっているため、装置の維持管理費、プール本体の清掃費などが高額となっている。また、昇降装置の修理については専門業者が限られており、早急な対応が難しい。
亀山東小	昭和 42 年度 (56 年)	RC 12m×25m 10m×11m	建設年が古く老朽化が進行している。定期的なプール本体の塗装を行っているが、現在も塗装の劣化が見られ、膨れ、剥がれが出ている。配管が古く老朽化しているため、配管からの漏水の恐れが出ている。ろ過器の老朽化により部分修繕が適宜必要と考えられる。
昼生小	平成 2 年度 (33 年)	RC 12m×25m 8m×12.5m	プール内の塗装に劣化が見られる。プールサイドのシートについても同様（部分補修実施済）。
川崎小	平成 29 年度 (6 年)	ステンレス 12m×25m 6m×8m	新設であり、特に指摘事項等なし。
野登小	昭和 53 年度 (45 年)	RC 10m×25m 6m×8m	サル対策として、有刺鉄線などで対策を行っているが、いまだプール水面に排便される事例有。その場合は、水質の関係（大腸菌検出）でその都度プールの水の入替を行う必要がある。
白川小	昭和 58 年度 (40 年)	RC 8m×25m 4m×6m	プールシャワー周辺やプール本体で塗装の剥がれあり。プール用配管において、部分的な補修は実施したものの、水位が下がっており、別箇所において漏水のおそれがある。
神辺小	平成 9 年度 (26 年)	FRP 12m×25m 10m×10m	FRP 製のプールであり、継ぎ目の部分の浮き上がりの補修が随時必要となっている。プールサイドのシートも各所で剥がれかかっており、部分補修した。
井田川小	昭和 54 年度 (44 年)	RC 13m×25m 6m×10m	更衣室とトイレは令和 2 年度建て替え済み。プールシャワー周辺で塗装の剥がれが見られる。

亀山南 小	昭和 57 年度 (41 年)	RC 13m×25m 6m×10m	ろ過器の老朽化により部分修繕が適宜必要と考えられる。
関小	昭和 55 年度 (43 年)	RC 16m×25m	漏水対策として、プールの内部に防水シートが貼り付けられているが、劣化により、防水層の剥がれ、破損などのおそれが出ている。
加太小	平成 5 年度 (30 年)	RC 9m×25m	大プールを改造して大小兼用のプールとして運用している。プールの排水管にて、水漏れが発生している。また、プールの水位が下がる事例がある。

劣化状況評価について、令和 4 年に行った目視調査や図面確認、ヒアリング等の結果を表 6-5 に示します。

評価基準の考え方については、文科省解説書(本計画 P26 参照)に基づき作成した表 6-6 に示すとおりとします。なお、コスト配分については、文科省解説書(本計画 P26 参照)のとおりとしますが、「1.屋根・屋上」は該当部位がないためすべて A とし配分していません。ほか「2.外壁」は「プールサイド・通路」、「3.内装仕上」は「プール水槽」としていません。

健全度評価点が 80 点を超えるプールは川崎小学校、井田川小学校の 2 校である一方で、加太小学校をはじめ健全度評価が低いプールが多くあります。

D(早急に対応が必要である)評価のプールはないものの、小学校 8 校で合計 11 項目(全項目の半数)が C(広範囲に劣化)評価となっています。

表 6-5 プールの劣化状況評価

建物基本情報									劣化状況評価					備考
通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	構造	階数	建築年度		築年 数	プール サイド・ 通路	プ ール 水 槽	電 気 設 備	機 械 設 備	健全度 (100点 満点)	
						西暦	和暦							
1	901	亀山西小学校	プール	ステンレス	1	2005	H17	18	B	B	C	A	76	
2	902	亀山東小学校	プール	RC	1	1967	S42	56	B	C	B	C	60	
3	903	昼生小学校	プール	RC	1	1990	H2	33	B	C	A	A	70	
4	904	川崎小学校	給食室、プール	ステンレス	2	2017	H29	6	B	B	A	A	84	給食室の屋上
5	905	野登小学校	プール	RC	1	1978	S53	45	B	C	A	A	70	
6	907	白川小学校	プール	RC	1	1983	S58	40	C	C	A	A	60	
7	908	神辺小学校	プール	FRP	1	1997	H9	26	C	C	A	B	57	
8	910	井田川小学校	プール	RC	1	1979	S54	44	B	B	A	A	84	
9	911	亀山南小学校	プール	RC	1	1982	S57	41	C	B	A	B	70	
10	1801	関小学校	プール	RC	1	1980	S55	43	B	C	A	C	63	
11	1803	加太小学校	プール	RC	1	1993	H5	30	C	C	A	C	53	

* 設備は、電源設備、濾過装置、給排水設備を中心に、プール関連のものはすべて含みます。ただし、電源等で校舎等と共用しているものは校舎側に含むものとしています。

表 6-6 プールの評価基準

【プールサイド・通路、プール水槽】

評価	基準
A	汚れている程度、または改修後 10 年以内
B	部分的に、ひび割れ、変質、漏水、排水不良、目地シーリングの損傷がある
C	広範囲に、ひび割れ、変質、漏水、排水不良、目地シーリングの損傷がある
D	広範囲に、損傷、幅広ひび割れ、漏水、排水不良、目地の損傷があり早急な対応が必要

【電源設備、濾過装置、給排水設備等】

評価	基準
A	点検記録において特に問題がない
B	点検記録においてコメントはあるが問題は少ない 部分的に、配管のさびや漏水等がある
C	点検記録においてコメントがあり計画的な対処が必要である 広範囲に、配管のさびや漏水等がある
D	点検記録においてコメントはあり早急な対処が必要である 広範囲に、配管のさびや漏水等が多くある

(2) プール整備の課題

プールについては、一般的には年間の稼働日数が少ない施設である反面、面積が広く、また水を使用するため、施設の傷みが大きく、維持費がかかる施設です。必要な改修が行われていないと、建設年次に関わらず健全度が低くなることが多く、計画的に改修を行う必要があります。

本市のプールについても、新施設を除き施設の老朽化が進んでおり、ろ過装置や温水装置のメンテナンス、また上水道使用料等、多額の費用が必要となっています。このような状況の中で、部分的補修は実施しているものの、定期的なメンテナンスが行えておらず、上記(表 6-5)の結果の要因となっています。また、児童数の減少や今後も厳しい財政状況が想定されることから、他の学校施設と同様に、長寿命化対策等の検討が必要となります。

(3) プール整備の方針案

他の対象建物と同様に、本市の児童生徒数の動向や財政状況、学校施設等の保有状況や老朽化状況等を踏まえ、基本的にはプールについても、長寿命化対策を行いつつ、施設の継続使用を行っていくこととします。しかしながら、前述のとおり、プールは年間稼働日数が少ない一方で維持費を要する施設であり、他の施設との共用使用(学校間での共同使用、民間活用等)についても視野に入れることとします。その案について、下記に示します。

ア) 計画的に改修して利用を継続するプール(案)

建設年代が比較的新しく、且つ本体がステンレスで本体の比較的簡易な改修により使用継続可能であると考えられる川崎小学校や、点検用ピットがあり配管改修が比較的簡易にできる神辺小学校のプールはプールの塗装、プールサイドのシート、ポンプ等の設備を計画的に改修して今後も利用を継続することとします。

イ) 大規模改善又は施設の更新を行うプール(案)

井田川小学校は児童数も多く、且つ令和2年に更衣室、トイレの改修を行っており、大規模改修と更新のコスト比較を行った上で、必要な対策を講じてプールを維持することとします。

隣接する昼生小学校と亀山南小学校については、築年数がおおよそ30年以上経過している中で健全度評価がいずれも70であり、今後も劣化が進み大規模改修等を要することが想定されます。よって、隣接する学校についても勘案し、いずれかのプールにて共用することが望ましいと考えられます。プールの状況を比較すると、健全度は同じですが、昼生小学校の建設年次が10年ほど新しく、ろ過機等の設備の状況が良好と考えられることから、昼生小学校のプールについて、大規模改修と更新のコスト比較を行い、必要な対策を講じてプールを維持することとし、亀山南小学校と共用することを想定します。

隣接する野登小学校と白川小学校については、築年数がおおよそ40年程度であり、健全

度評価はそれぞれ 70、60 であり、今後も劣化が進み大規模改修等を要することが想定されます。よって、隣接する学校についても勘案し、いずれかのプールにて共用することが望ましいと考えられます。両校のプールを比較すると、建設年代はやや白川小学校の方が新しいですが、健全度評価は野登小学校の方が良好です。また、更衣室等の設備の状況などが野登小学校の方が整っているため、野登小学校のプールについて、大規模改修と更新のコスト比較を行い、必要な対策を講じてプールを維持することとし、白川小学校と共用することを想定します。

一方、さらに隣接する川崎小学校のプールは前述のとおり継続使用を行っていく中で、川崎小学校への更なる共用や市所有プール施設の活用の可能性等についても同時に検討することとし、保護者の理解、移動手手段の確定、試行的運用を含め学校運用等に関して検討した上で、総合的に判断するものとします。

ウ) 他のプールを共用するプール(案)

亀山西小学校については、比較的新しい施設であり健全度も 76 となっていますが、床が昇降式という特殊な設備を導入しており、装置の維持管理費や清掃費等毎年費用が嵩んでいる状況となっています。また、設備機器については、それぞれ更新時期が近づいている中で、更なる費用を要することが想定されるとともに、昇降装置については専門業者に限られており、早急な対応が難しい面も懸念されています。このような状況から、市所有プール施設や民間施設との共用を検討することとします。

亀山東小学校については、最も建設年次が古く、また健全度評価も 60 であり、比較的低いと判断される施設です。大規模改修や更新等のコストを勘案すると、他施設のプールとの共用が望ましいと判断され、学校運用上の支障等を勘案した上で、市所有プール施設や民間施設との共用を検討することとします。

亀山南小学校及び白川小学校については前述のとおりです。

関小学校については、プールの建設年代が古く、また健全度も 63 であり、比較的低いと判断される施設です。大規模改修や更新等のコストを勘案すると、他施設のプールとの共用が望ましいと判断され、学校運用上の支障等を勘案した上で、近隣の神辺小学校プールや市所有プール施設との共用を検討することとします。

加太小学校は、平成 5 年建設で築年数は 30 年ですが、プール下部における排水の問題があること、プールサイドの整備なども十分に行われていないことから健全度が低い状況です。排水問題の解決をはじめ、プールの大規模改修が必要となることから、関地区の市所有プール施設の活用の可能性について、学校運用上の支障等を勘案した上で検討していくこととします。



図 6-2 プール整備の方針(案)

6.4 学校施設給食室の実施計画の策定に向けて

給食室に関する実施計画については、以下のとおりとします。

(1) 給食施設の現状

劣化状況評価によると、亀山東小学校、野登小学校において雨漏りが、加太小学校の配膳室では校舎側壁面に相当数の亀裂がみられ、改善を検討すべき事項もありますが、全体的に建物本体は概ね良好な状態にあると考えられます。

設備については詳細な調査及びヒアリングの結果に基づき評価をしました。学校給食衛生管理基準の改正に伴う前室整備や衛生面からの改修(トイレ、手洗い等)について、一部ハード面ではなく運用面に対応している施設があるほか、結露がひどく床が水浸しになる、換気扇の音が大きく声が聞こえない、設備類の錆などの劣化が進んでいるなどの問題が発生している施設があります。

表 6-7 給食施設の劣化状況評価

建物基本情報									劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度		築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)
						西暦	和暦							
004	亀山西小学校	給食室	RC	1	225	2004	H16	19	A	A	B	A	A	91
010	亀山東小学校	給食室	RC	2	134	1987	S62	36	C	B	B	A	A	78
015	昼生小学校	給食室	RC	1	89	1989	H元	34	A	B	B	A	A	84
018	川崎小学校	給食室、プール	RC	2	479	2017	H29	6	A	B	B	A	A	84
025	野登小学校	給食室	S	1	111	1977	S52	46	C	B	B	A	A	78
036	白川小学校	給食室	S	1	89	1993	H5	30	B	B	B	A	A	81
043	神辺小学校	給食室	RC	1	124	1997	H9	26	A	B	B	A	B	81
050	井田川小学校	給食室	RC	1	134	1979	S54	44	A	B	B	A	A	84
051	井田川小学校	給食室	S	1	68	1993	H5	30	B	B	B	A	B	78
054	井田川小学校	給食休憩室	S	1	13	1988	S63	35	B	B	A	A	A	91
055	井田川小学校	給食室便所	S	1	7	2020	R2	3	A	A	A	A	A	100
059	亀山南小学校	給食室	S	1	109	1981	S56	42	B	B	B	A	A	81
074	加太小学校	給食配膳室	S	1	25	1994	H6	29	B	C	C	A	A	58
099	関学校給食センター	給食センター	S	2	445	2004	H16	19	B	B	B	A	A	81

(2) 小学校の給食施設の整備方向性

現行の小学校の給食施設の整備については、「学校給食提供に関する今後の方向性」(令和3年)及び「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画」(令和5年)に示されているとおり(表6-8)、自校方式を維持し、中長期的には施設の老朽化状況をみながら親子方式など他方式への移行も検討することとしています。

よって、引き続き、現施設を維持していくことを前提に、建物本体の維持管理、日々の調理業務に支障を及ぼすことのないよう特に調理機器の予防保全型の管理を行いつつ、それぞれ他の対象建物とともに長寿命化対策を実施します。

また、各建物の改修時期や内容等については、本計画の中で、修繕周期と当該小学校の校舎等の事業計画を勘案したうえで設定するものとします。

表 6-8 市内小学校給食に係る今後の方向性(令和 3 年 3 月 24 日)

学校	短期的	中長期的
旧亀山市内9小学校	現行の自校方式	自校方式。ただし、施設の老朽化状況をみて親子方式など他方式への移行を検討
関小学校 加太小学校	現行のセンター方式 (関学校給食センター)	センター方式(関学校給食センター)。ただし、施設の老朽化状況をみて自校方式など他方式への移行を検討

(3) 中学校の給食施設の整備方向性

中学校の給食施設の整備については、「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画」(令和 5 年)に示された内容のとおり必要な整備を進めることとします。

具体的には、令和 8 年度 2 学期からの外部調理委託による食缶搬入方式による給食の実施を目指し、2 中学校への配膳室及び昇降機の設置を行います。また、中長期的には、引き続き給食調理施設の整備を目指すものとし、その方式についてはセンター方式に限るものではなく、関学校給食センターや大規模小学校の調理施設の改修・更新などの本計画に基づく改修の機会において、その時々为学校給食の在り方についても注視しつつ、将来的な財源、人材の確保等を含めた社会情勢に即し、改めて検討するものとします。

(4) 給食施設設備の整備方向性

給食施設設備の改修周期は、設備メーカーの提案する更新周期によると設備毎に 10~20 年となっており、定期的な点検等により施設設備の状況を見た上で、必要な時期に更新等を実施することとします。

第7章 継続的運用方針の整備

本計画の継続的運用方針は、以下のとおりとします。

7.1 情報基盤の整備と活用

本計画を推進するにあたり、本計画の見直しや効果的な運用等を見据え、学校施設台帳等の基礎的資料等を蓄積するとともに、その蓄積されたデータについては、学校施設等の点検・調査、改修・更新等を実施した際には適切に更新し、常に活用できる状態を維持するよう努めます。

7.2 推進体制等の整備

本計画を推進するにあたり、教育委員会や各学校だけでなく、関係部署と一層連携し、修繕内容やスケジュールなど踏まえ計画的に運用していきます。そして、市全体で効果的な公共施設マネジメントに取り組めるよう、全庁的な体制の構築を目指します。

また、学校施設等の日常点検を担う職員に対して、施設管理に関する専門研修への参加を促すなど、本計画を推進していくための体制構築にも併せて努めていきます。

7.3 フォローアップ

長寿命化の実施計画を継続的に運用していくことが重要ですが、学校施設等を取り巻く環境（老朽化状況、学習環境、財政等）は今後も年々変化するものであるため、計画の進捗状況と照らし合わせながら、PDCAサイクルに基づく検証を行い、前述のとおり原則5年程度ごとに計画の見直しを行います。併せて、上位計画である管理計画が改訂された場合や、他施設分類の公共施設との複合化等が検討及び決定がされた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

